

第5期

五ヶ瀬町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和8年度 ▶▶▶ 令和12年度

共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬
～ありがとう 笑顔でつながる思いやり～



令和8年3月
宮崎県五ヶ瀬町
五ヶ瀬町社会福祉協議会

はじめに



平成 12 年の「社会福祉法」改正により、「地域福祉の推進」が明記されるとともに、「地域福祉計画」の策定が規定されました。

これを受け本町では、これまで4期 20 年にわたり「五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、第4期計画は、「共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬 ～ありがとう 笑顔でつなぐ思いやり～」の基本理念のもと、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

第4期計画は、同年に策定いたしました「第6次五ヶ瀬町総合計画」における町の将来像「人と『ともに』 地域と『ともに』 自然と『ともに』 ～笑顔でつながるまち 五ヶ瀬～」のもと、各福祉分野における行政計画との整合性、連携を図りながら住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標としておりました。

地域福祉における現状は、少子高齢化や核家族化、そして地域での住民同士の交流やつながりの希薄化、地域コミュニティの機能の低下を背景に、福祉ニーズの複合化・複雑化や支援する側の担い手（人材）の不足と高齢化などにより、持続可能な活動が困難な傾向にあり、支援が必要な人が「孤立」に陥るリスクなど、様々な課題が生じています。

これらの課題に対し、高齢者、障がい者、こどもといった対象別ではなく、地域住民が世代や性別を超えて共に支え合う「地域共生社会」の構築が求められており、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題には、住民と行政の連携・協働による取組が重要であり、地域における支え合いやつながりがこれまで以上に大切になっています。

この度、地域全体で支え合うまちづくりの指針となる「第5期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。上位計画である第6次五ヶ瀬町総合計画は、同年より計画の後期となります。計画内容を踏襲し、「第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である「共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬 ～ありがとう 笑顔でつながる思いやり～」の実現を目指します。「地域共生社会」や「ウェルビーイング」という考え方を基本とし、誰一人取り残されることなく、思いやりの心で共に支え合い、住み慣れた地域で誰もが自分らしく安心して暮らし続けられるよう、町民の皆さまとともに、一人ひとりの思いやりが笑顔でつながるまちづくりの実現に向けて、より一層努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画策定にあたり貴重なご意見や多大なご協力をいただきました策定委員の皆さまをはじめ、関係各位のご協力に対して心から感謝申し上げます。

令和8年3月

五ヶ瀬町長
五ヶ瀬町社会福祉協議会会長

小迫 幸弘

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 地域福祉の考え方.....	2
3. 計画の位置付け.....	5
4. 計画の期間.....	7
5. 計画の策定体制.....	7
第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を取り巻く現状.....	8
1. 統計からみる状況.....	8
2. 社会資源の状況.....	17
3. 五ヶ瀬町社会福祉協議会の状況.....	21
4. 町民アンケート調査からみる状況.....	25
5. 関係団体へのヒアリング調査からみる状況.....	35
6. 第4期計画の評価.....	41
7. 課題と今後の方向性.....	46
第3章 計画の基本的な考え方.....	48
1. 基本理念.....	48
2. 基本目標.....	49
3. 施策の体系.....	50
第4章 取組内容.....	51
基本目標1 人と人とのつながりをつくる.....	51
基本目標2 安全・安心な地域をつくる.....	63
基本目標3 地域に住む喜びをつくる.....	75
第5章 計画の推進に向けて.....	95
1. 協働による推進体制.....	95
2. 計画の評価・見直し.....	96
資料編.....	97
1. 五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	97
2. 五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	98
3. 策定経過.....	98

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、人口減少や少子高齢化の進行、核家族化や一人暮らし高齢者の増加など、地域を取り巻く環境が変化したことに伴い、家庭や地域における支え合い機能が低下し、地域社会における人と人のつながりが希薄化しています。

また、生活困窮や孤独・孤立、虐待、ひきこもり、ヤングケアラーなど、福祉分野の課題は多様化・複雑化しています。さらに、公的福祉サービスの対象とならない、いわゆる「制度の狭間」の課題への対応が求められています。

このような中で、国では「ニッポン1億総活躍プラン」において、地域住民や多様な主体が地域づくりに参画し、世代や分野を超えてつながり、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す方針を掲げました。

また、令和3年4月には、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

地域内における人々の関係性の変化やライフスタイルの多様化、福祉課題の複雑化・複合化などを考慮し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、安全・安心な福祉サービスの提供に加え、住民同士の助け合いや支え合い活動を継続し、地域で活動する団体や組織との連携を強化するなど、課題解決に向けて地域一体となって取り組んでいくことが重要です。

五ヶ瀬町（以下、「本町」という。）では、令和3年度に「共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬～ありがとう 笑顔でつなぐ思いやり～」を基本理念とした「第4期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、五ヶ瀬町社会福祉協議会と連携しながら、福祉施策を推進してきました。

この度、第4期計画が令和7年度で計画期間が満了となることから、国・県の動向や第6次五ヶ瀬町総合計画の方向性を踏まえるとともに、本町の福祉に関する現状・課題の把握、第4期計画期間中の取組の点検・評価を行い、町民や関係団体、事業所、社会福祉協議会、行政等が互いに連携・協力して、地域福祉を推進することを目指して「第5期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 地域福祉の考え方

(1) 地域福祉と地域共生社会

地域福祉とは、こどもから高齢者まで、障がいの有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしていくために、町民や関係団体、事業所、社会福祉協議会、行政等が連携し、助け合い・支え合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を地域全体で推進していくことです。

近年、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。本町においても、複雑化・複合化した課題を抱える人から、日常生活を送るうえでちょっとした困りごとや不安を抱える人がいることが想定されます。公的なサービスで対応可能な課題がある一方で、対応が困難な課題も存在します。すべての人の幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスの提供に加え、地域で互いに支え合い、助け合うことが重要です。

(2) 地域共生社会について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

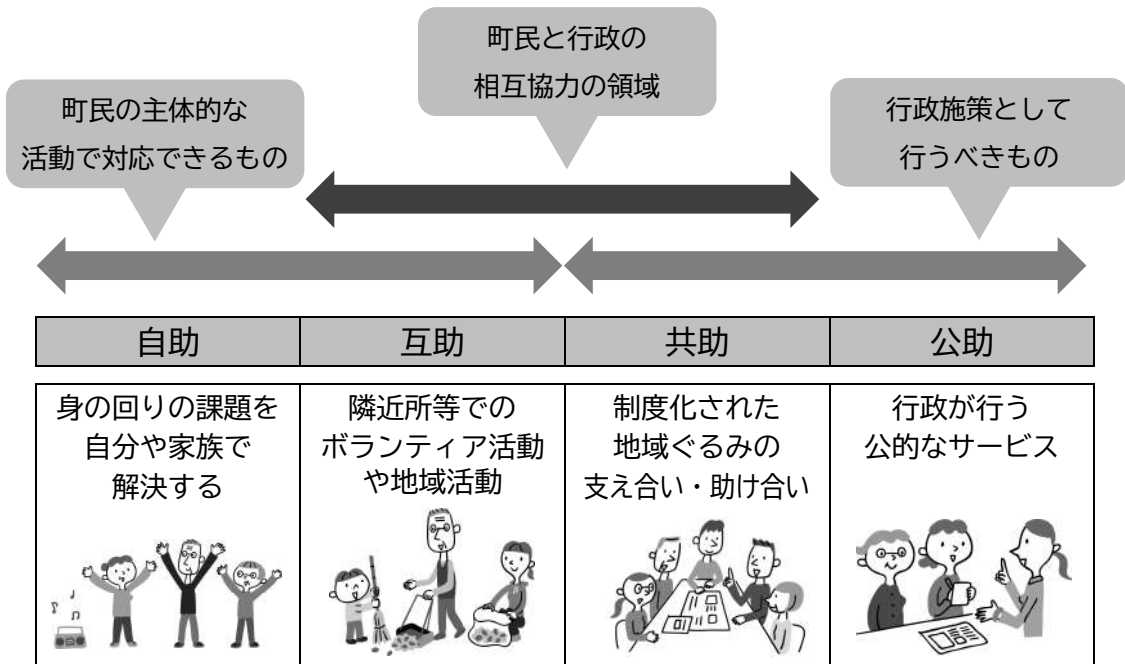
■地域共生社会のイメージ



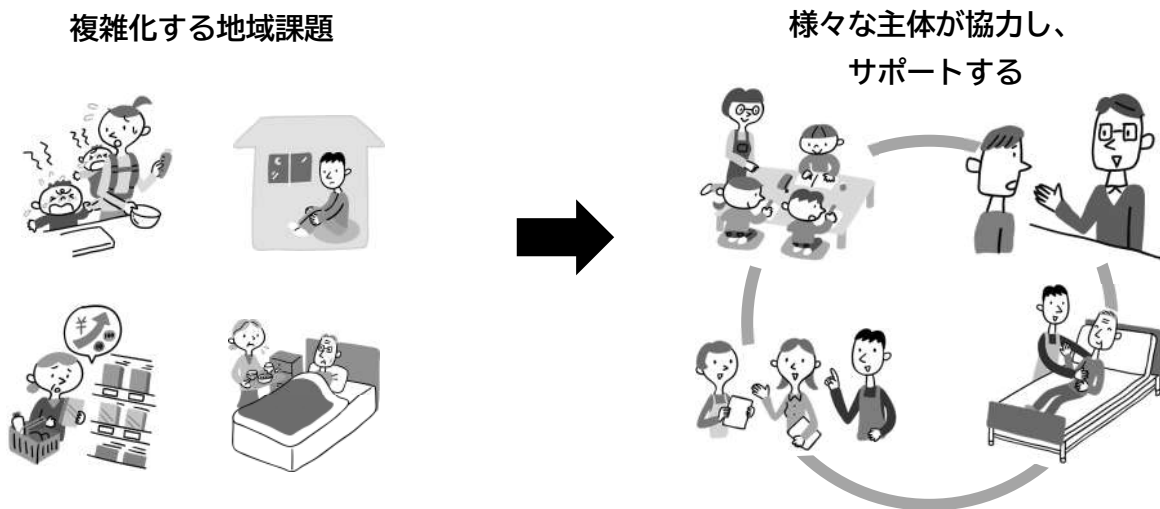
資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

(3) 地域福祉の推進に向けて

地域福祉を推進していくためには、町民や関係団体、事業所、社会福祉協議会、行政等が「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方のもと、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携し、地域福祉を推進する関係性を構築することが重要です。



「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの考え方のもとに、多様化する地域福祉課題に対して、自分で解決できること、地域の協力により解決できること、行政や専門的な機関が取り組むことなど、それぞれの役割に応じて、地域全体で力を合わせて行動していくことが重要です。



(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

2015年(平成27年)9月の国連サミットにて、持続可能な世界の実現に向けて「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。「SDGs」とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会共通の目標であり、2030年(令和12年)までに達成すべき17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本町の最上位計画である「第6次五ヶ瀬町総合計画」においても、「SDGs」の理念を踏まえ、各種取組と関連付けた持続可能なまちづくりを推進しています。「第6次五ヶ瀬町総合計画」の地域福祉分野の施策においては、「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「10人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」を関連するSDGsと位置付けていることから、本計画においても、上記のSDGsの考え方を踏まえ、地域福祉分野における持続可能なまちづくりへ向けた取組を推進します。

■特に本計画と深く関連する目標



(5) ウェルビーイングについて

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に満たされた状態のことを指し、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。これは、一人ひとりが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く地域や環境、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態でもあります。

前述のSDGsは令和12年を期限としていることから、今後はウェルビーイングの考え方も踏まえ、地域福祉を推進していくことが重要です。地域に暮らす一人ひとりのウェルビーイングの向上は、やがて地域全体のウェルビーイングの向上につながります。本計画においては、町民や地域で活動する団体等のニーズを把握し、適切な施策を講じていくことで、町民そして地域のウェルビーイングの向上に取り組んでいきます。

3. 計画の位置付け

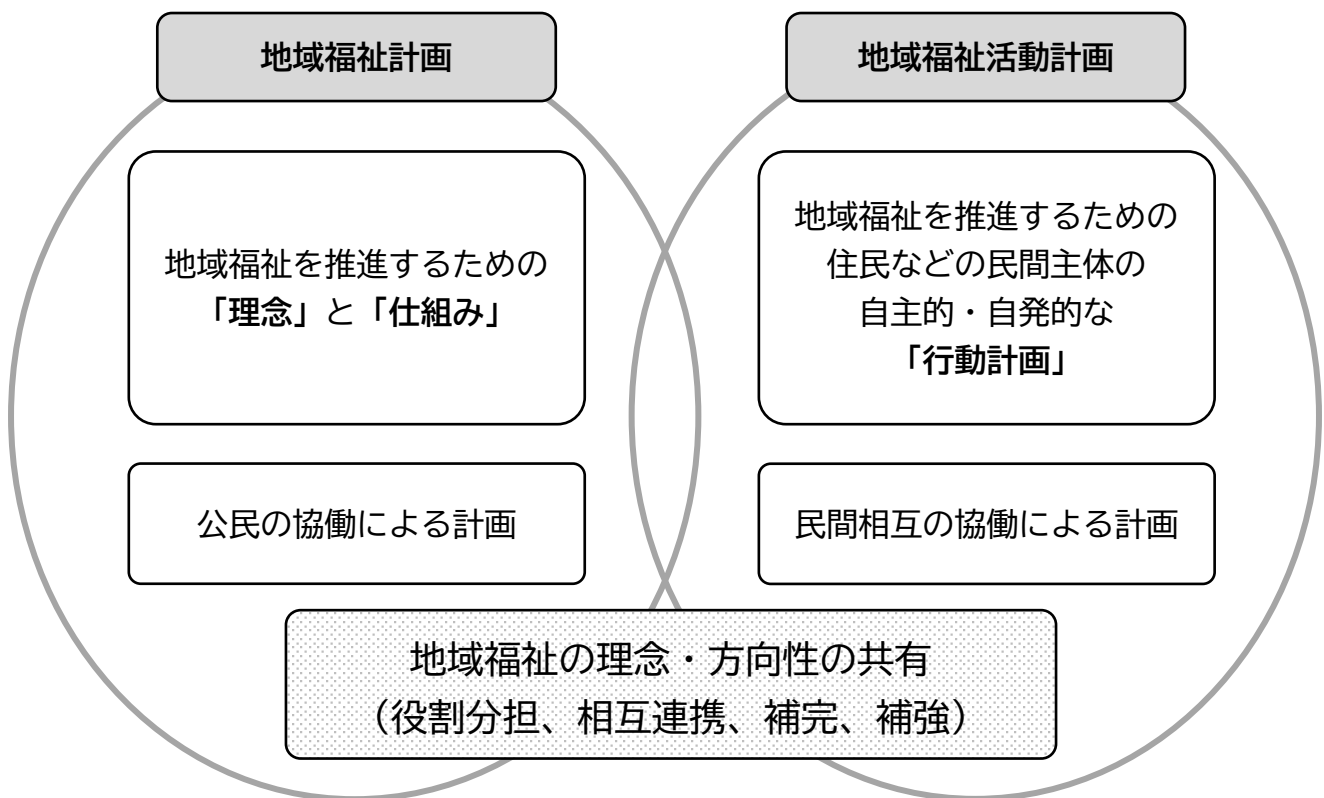
(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係について

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき策定する「市町村地域福祉計画」であり、本町の地域福祉を推進するための総合的な方向性や施策を示すものです。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を目的として活動する社会福祉協議会が中心となり策定する、町民や関係団体、福祉事業所等が互いに連携・協力して、地域福祉を推進していくことを目的とした民間の行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は互いに同じ方向を目指して、連携しながら地域福祉を推進していくことが重要になります。そのため、本計画においては両計画を一体的に策定します。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



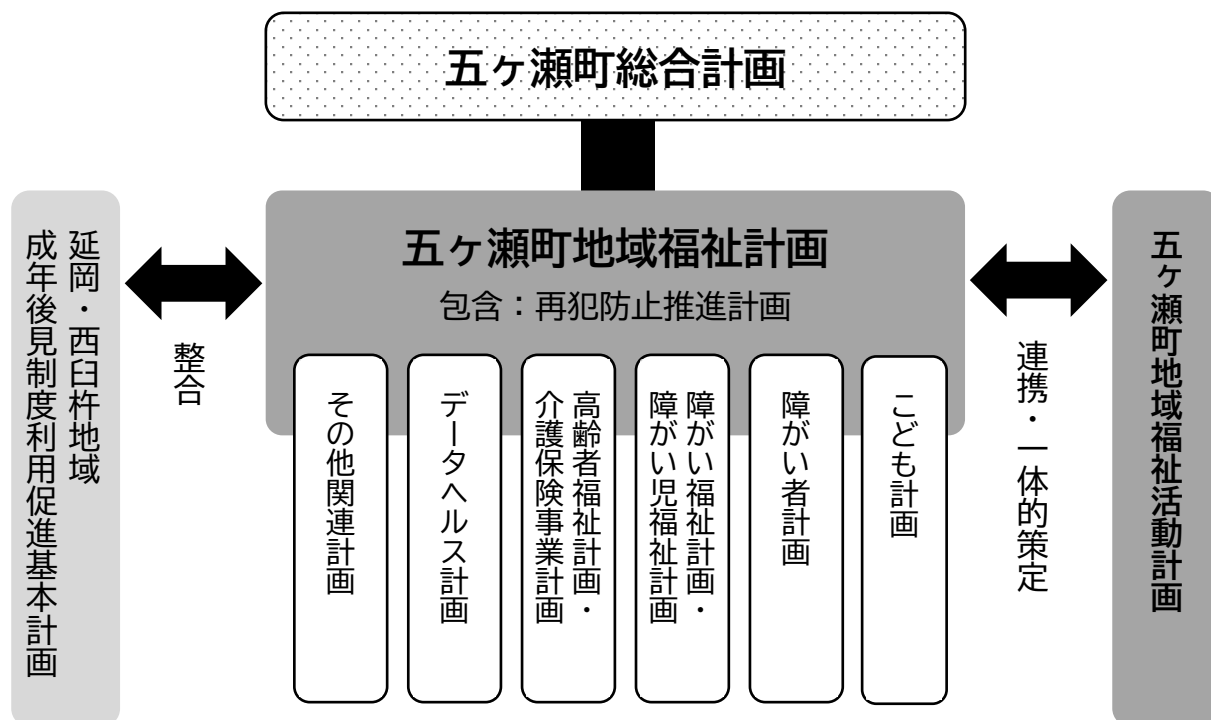
(2) 関連計画との関連性

本計画は「五ヶ瀬町総合計画」を上位計画とし、今後の町の方向性を踏まえて策定します。また、こどもや高齢者、障がい者など個別の福祉計画の上位計画として、各分野における行政計画との整合性・連携を図りながら、地域福祉を推進していきます。

なお、本計画は「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含します。

さらに、本町では延岡市、高千穂町、日之影町とともに「延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画」を策定しており、本計画においても整合を図ります。

■計画のイメージ図



4. 計画の期間

本計画は令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。
また、国や県の方針、社会状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

R3～R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13～R17
2021～2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031～2035
第4期	第5期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画					第6期

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本町の地域福祉に関する現状や課題、町民のニーズを把握するため、本町にお住まいの18歳以上の方を対象とした町民アンケート調査を実施しました。

(2) 関係団体へのヒアリング調査

日頃から地域福祉の推進に取り組まれている個人や団体、事業所が感じている地域の特徴や課題、団体・事業所同士の連携・交流の状況を把握するため、本町及び西臼杵郡内、近隣市町村の団体・組織等に対し、ヒアリング調査を実施しました。

(3) 五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

本計画の策定にあたり、民生委員・児童委員や福祉事業関係者で構成される「五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」において、計画の検討・審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

町民の方々よりご意見をいただくために、令和8年2月5日～2月18日の期間、パブリックコメントを実施しました。

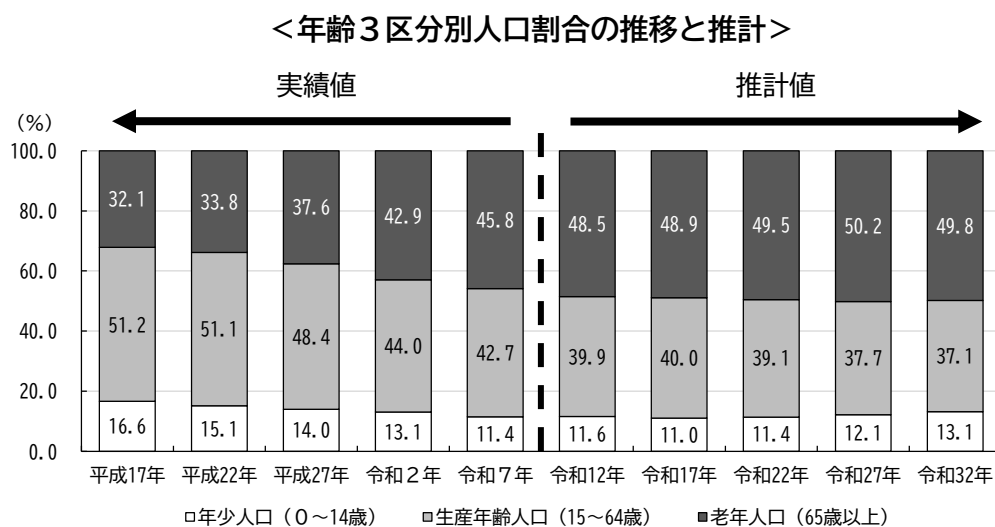
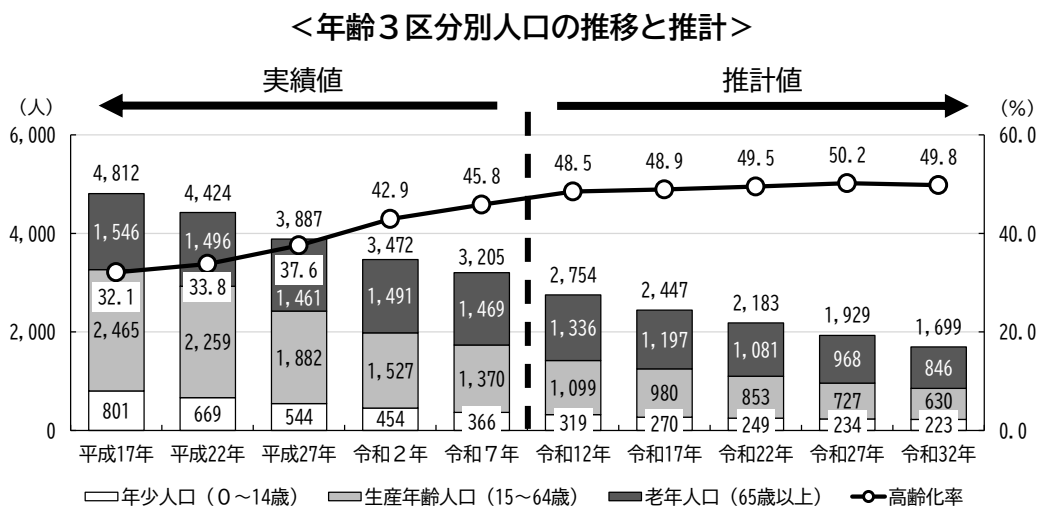
第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を取り巻く現状

1. 統計からみる状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は平成17年以降減少を続けており、令和7年は3,205人、高齢化率45.8%となっています。今後も総人口は減少し、高齢化率は上昇していくとみられ、令和27年には高齢化率が50%を超える見込みとなっています。

年齢3区分別人口割合をみると、平成17年以降、年少人口割合と生産年齢人口割合は減少傾向にある中、老年人口割合は増加傾向にあります。



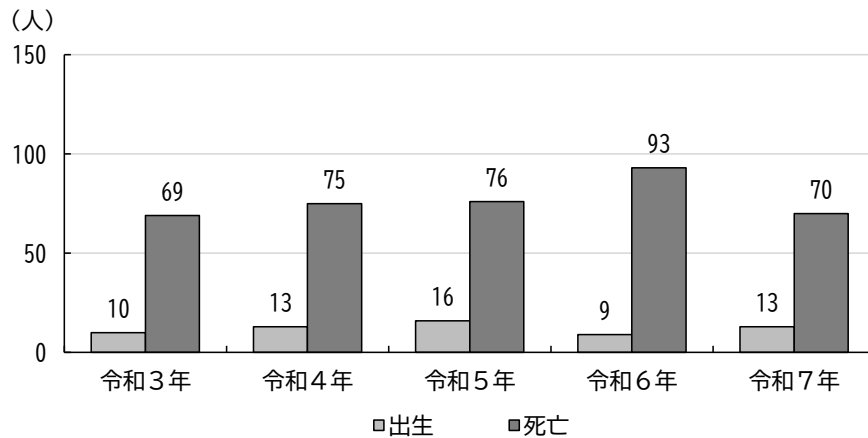
資料：国勢調査（平成17年～令和2年）、住民基本台帳（令和7年9月末時点）
国立社会保障・人口問題研究所（令和12～32年）
※端数処理の都合上、合計が100%にならないことがあります。

(2) 自然動態・社会動態の状況

自然動態は各年、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、令和7年は57人の減少となっています。

出生数は令和3年以降、10人前後で推移しており、令和7年は13人となっています。死亡数は令和6年まで増加傾向にありましたが、令和7年は減少し、70人となっています。

<自然動態>

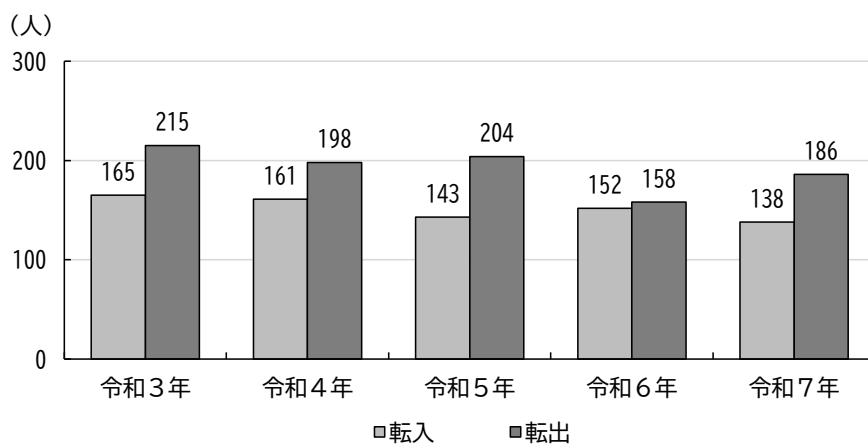


資料：企画課（各年10月1日時点）

社会動態は各年、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いており、令和7年は48人の減少となっています。

転入数と転出数はともに増減がみられ、令和7年は、転入数は138人、転出数は186人となっています。

<社会動態>



資料：企画課（各年10月1日時点）

(3) 世帯構成の推移

一般世帯総数は減少傾向にあり、平成17年の1,392世帯から令和2年には1,228世帯と、15年間で164世帯減少しています。一世帯あたりの人員数は、令和2年は2.58人となっています。

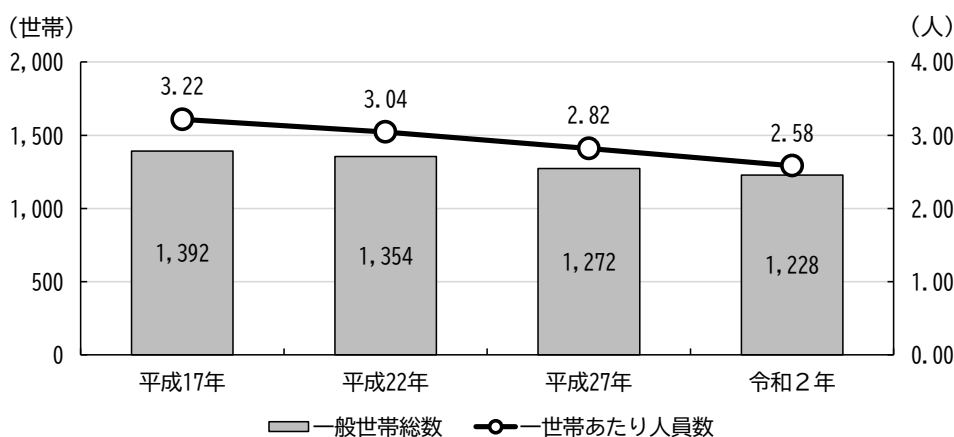
世帯構成別にみると、親族世帯は減少傾向にあり、平成17年の1,114世帯から令和2年には909世帯と、205世帯の減少となっています。単独世帯は令和2年にわずかに減少し、312世帯となりましたが、おおむね増加傾向にあります。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		核家族世帯総数				その他の親族世帯				
		夫婦のみ	夫婦とこども	男親とこども	女親とこども					
平成17年	1,392	1,114	564	265	220	9	70	550	0	278
平成22年	1,354	1,047	556	256	198	15	87	491	5	302
平成27年	1,272	955	545	260	180	21	84	410	2	315
令和2年	1,228	909	596	299	186	24	87	313	7	312

<一般世帯総数と一世帯あたり人員数の推移>

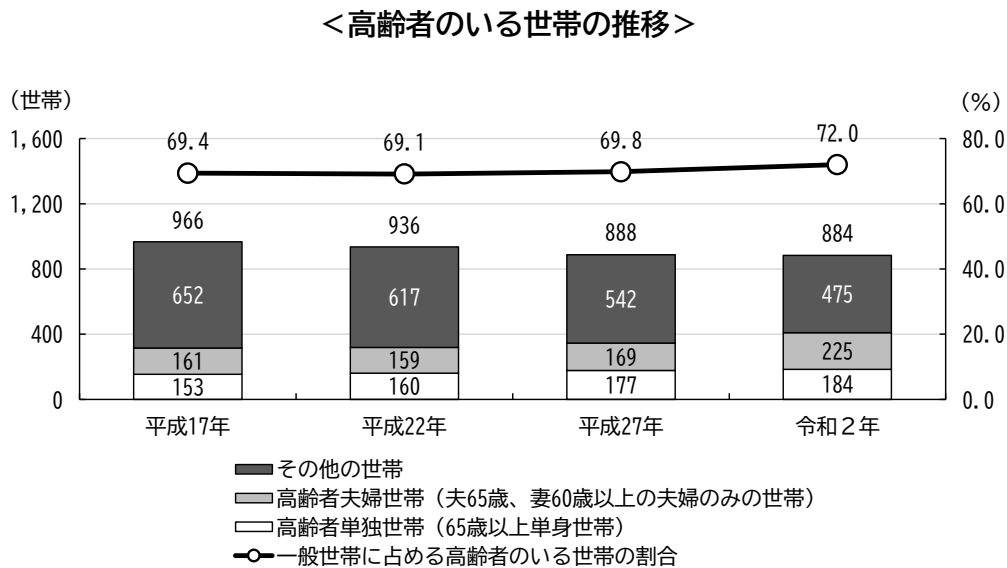


資料：国勢調査

(4) 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯数は減少傾向にあります。平成22年以降、一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合が増加しています。

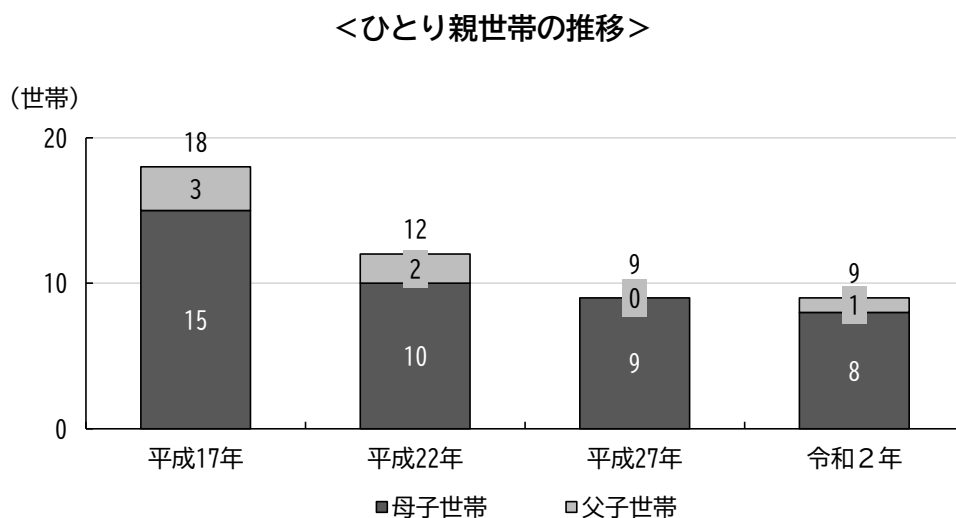
世帯構成別にみると、高齢者単独世帯は平成17年以降、高齢者夫婦世帯は平成22年以降、増加傾向にあります。



資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は減少傾向にあり、令和2年は母子世帯8世帯、父子世帯1世帯となっています。



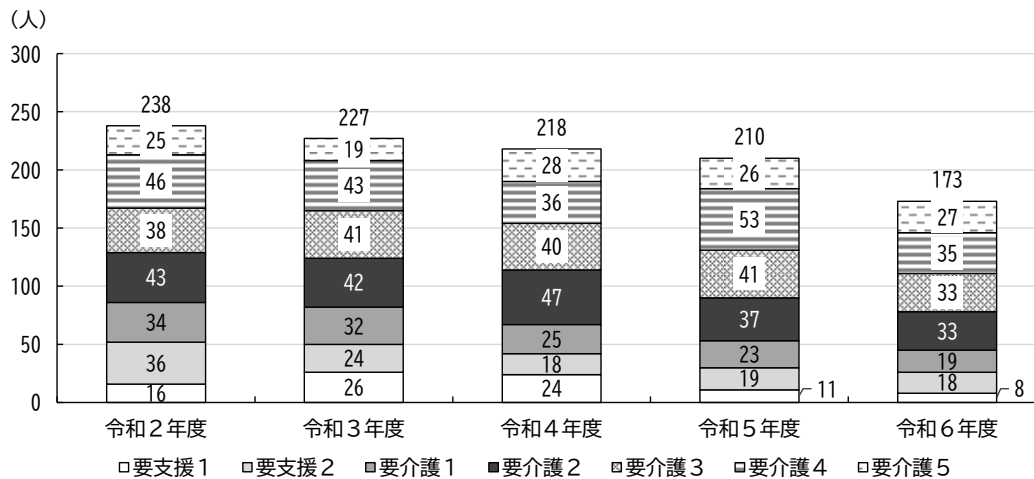
資料：国勢調査

(6) 要支援・要介護認定者の推移

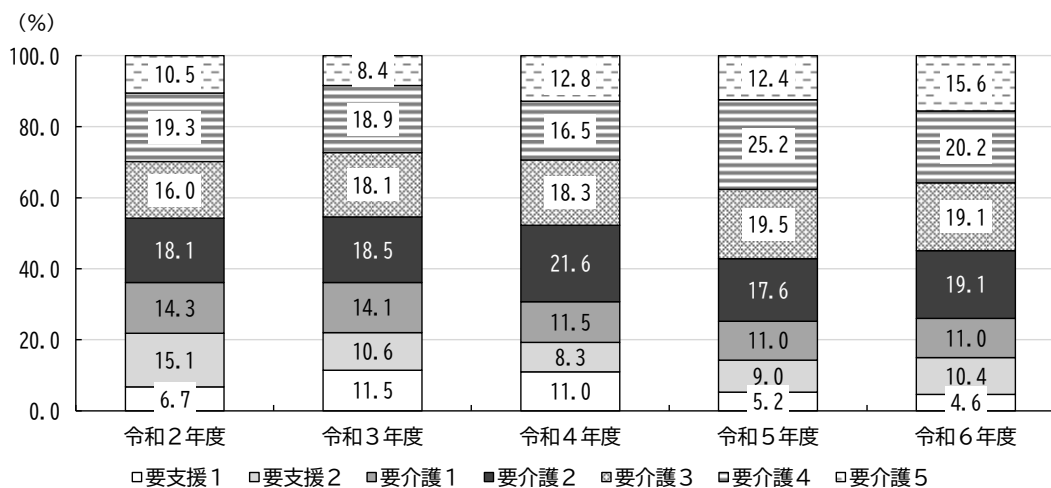
要支援・要介護認定者数は減少傾向にあり、令和6年度は173人となっています。要介護度別では、令和6年度は要介護4が35人と最も多くなっています。

要支援・要介護認定者の割合をみると、要介護1の割合は令和3年度以降、減少傾向にあります。その他の要介護度においては増減がみられます。

<要支援・要介護認定者数の推移>



<要支援・要介護認定者の割合の推移>



資料：令和2年度から令和4年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、
令和5年度から令和6年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」
※端数処理の都合上、合計が100%にならないことがあります。

(7) 障害者手帳所持者の推移

①身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和6年度は205人となっています。

年代別にみると、65歳以上が最も多くなっています。

障がい程度別にみると、各年度、4級が最も多く、次いで1級となっています。

障がい種別にみると、各年度、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

<身体障害者手帳所持者の推移>

単位：人

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
合計		271	257	241	226	205
年代別	18歳未満	2	2	2	1	1
	18～64歳	44	37	36	32	23
	65歳以上	225	218	203	193	181
障がい 程度別	1級	73	66	66	64	58
	2級	37	36	32	28	23
	3級	42	40	39	37	33
	4級	75	78	70	66	63
	5級	21	18	17	15	14
	6級	23	19	17	16	14
障がい 種別	視覚障がい	22	17	14	14	12
	聴覚・平衡機能障がい	16	16	15	13	11
	音声・言語・そしゃく機能障がい	7	7	7	6	5
	肢体不自由	139	133	122	109	94
	内部障がい	87	84	83	84	83

資料：福祉課（各年度3月末時点）

第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を取り巻く現状

1. 統計からみる状況

②知的障がいのある人

療育手帳所持者数は減少傾向にあり、令和6年度は47人となっています。

障がい程度別にみると、A（重度）は減少傾向にあり、令和6年度は24人となっています。

B（中・軽度）は横ばいで推移しており、令和6年度は23人となっています。

<療育手帳所持者の推移>

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計		49	49	48	48	47
障がい 程度別	A（重度）	26	26	25	25	24
	B（中・軽度）	23	23	23	23	23

資料：福祉課（各年度3月末時点）

③精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和6年度は15人となっています。

障がい程度別にみると、2級は増加傾向にあり、令和6年度は11人となっています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者の推移>

単位：人

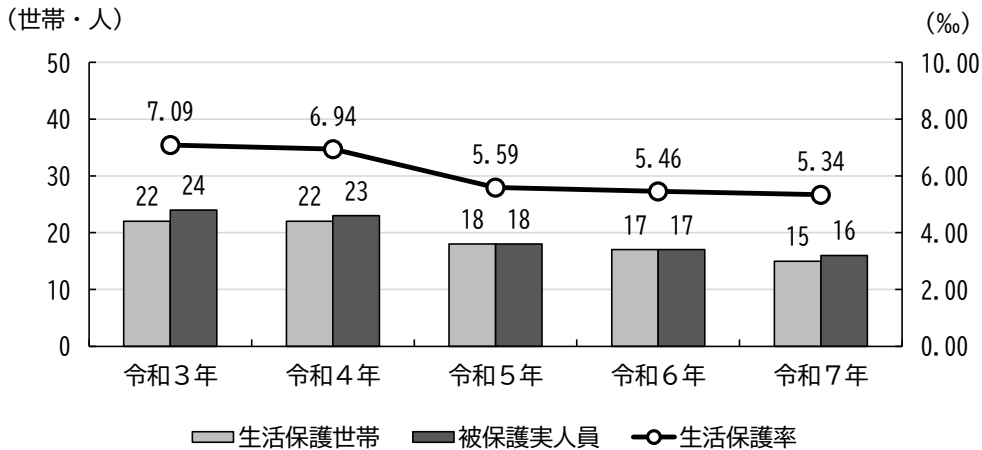
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計		9	11	11	13	15
障がい 程度別	1級	0	1	0	0	0
	2級	7	7	7	10	11
	3級	2	3	4	3	4

資料：福祉課（各年度3月末時点）

(8) 生活保護世帯・被保護実人員の推移

生活保護世帯数は減少傾向にあり、令和7年は15世帯となっています。被保護実人員数も減少傾向にあり、令和7年は16人となっています。

<生活保護世帯・被保護実人員の推移>

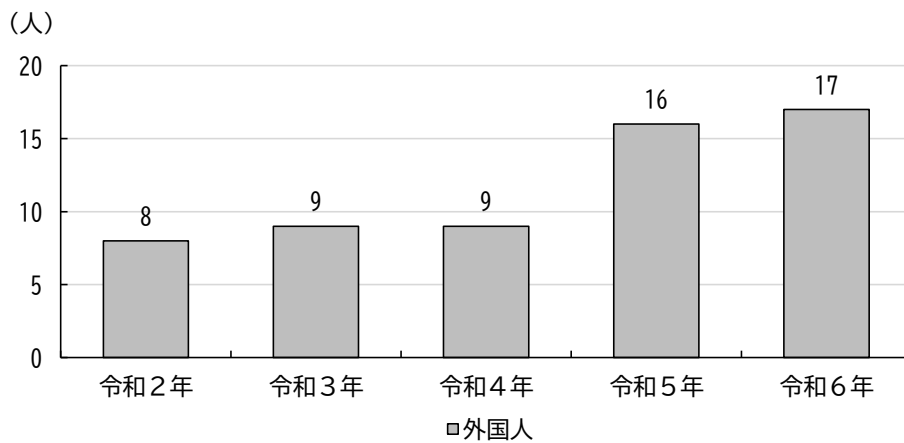


資料：福祉課（各年3月末）

(9) 外国人人口の推移

外国人人口は増加傾向にあり、令和6年は17人となっています。

<外国人人口の推移>

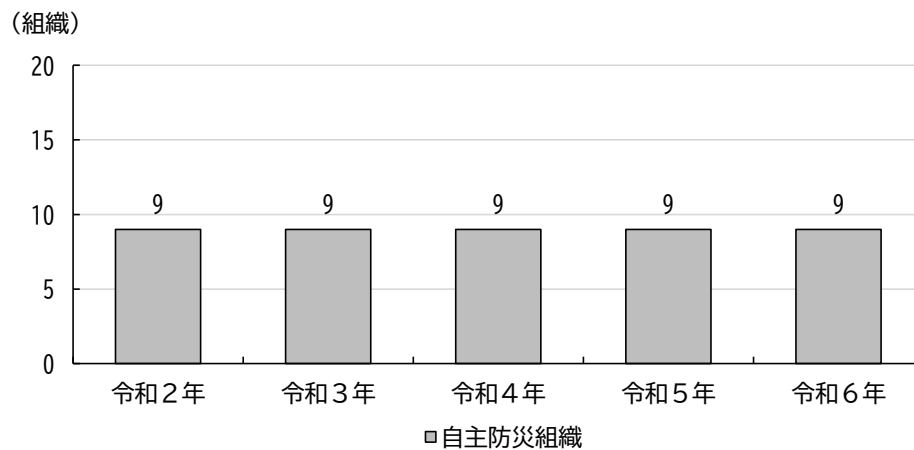


資料：町民課（各年9月末時点）

(10) 自主防災組織の推移

自主防災組織数は横ばいで推移しており、令和6年は9組織となっています。

<自主防災組織の推移>



資料：総務課（各年4月1日時点）

2. 社会資源の状況

(1) 人的資源の状況

① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ、都道府県知事の推薦を受けて、厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。

また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が設置されています。

主な職務は、以下のとおりです。

- 住民の生活状態を把握し、援護が必要な人の自立への相談・助言・援助を行うこと
- 援護が必要な人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- 県福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

本町では、21人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が2人）が住民の福祉の向上のために活動しています。

第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を取り巻く現状
2. 社会資源の状況

②ボランティア団体

五ヶ瀬町ボランティア連絡協議会に加入している団体（グループ）は15団体となっています。

<五ヶ瀬町ボランティア連絡協議会加入団体一覧>

団体（グループ）名	主な活動内容	会員数
①五ヶ瀬町高齢者クラブ連合会	環境整備等	101
②いちご会	給食サービス	5
③五ヶ瀬町母子福祉協議会	布オムツ縫い等	8
④五ヶ瀬町民生委員児童委員協議会	民生委員を通じた活動	21
⑤五ヶ瀬町更生保護女性会	更生保護女性会を通じた活動	18
⑥青葉流	舞踊	10
⑦ぴよぴよグループ	紙芝居や慰問活動	4
⑧五ヶ瀬町お話の会つくしんぼ	読み聞かせ	9
⑨五ヶ瀬町赤十字奉仕団	奉仕団活動	18
⑩三味線民謡愛好者グループ	三味線・民謡	11
⑪藤扇流	舞踊	7
⑫五ヶ瀬町救急安全奉仕団	救急法活動	2
⑬G音楽たい	演奏を通じた慰問活動等	25
⑭結ネットたんぽぽ	ふれあい施設を活用した居場所の開設等	12
⑮えこる	地球温暖化防止についての活動	14

資料：五ヶ瀬町社会福祉協議会（令和7年4月1日時点）

③NPO法人

NPO法人は、公的なサービスでは対応しきれない住民の困りごとなどに支援の手を差し伸べるなど、きめ細かく柔軟な対応が可能のため、民間サービス事業所の一つの形態として、住民の生活に今後ますます浸透していくことが期待されています。

団体（グループ）名	主な活動内容
五ヶ瀬自然学校	地元および他の地域のこどもから高齢者までを対象にした山、川、海、田畑などで行う自然体験活動を通じて、人々がふれあい、遊び、学ぶ事によって、より良い人間関係の形成、健康な体と健全な精神の育成に寄与する。
ごかせ観光協会	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町及びその周辺地域との連携のもと、観光に関する事業の振興及び促進並びに自然環境の健全な保全を図り、もって地域振興、地域経済の発展及び地域文化の向上に寄与する。また、商工会と連携して移動販売を実施し、町民の買い物支援を行う。
結ネットたんぽぽ	人々の暮らし全般が向上し、いつまでも安心して暮らすことのできる地域をつくり、未来へ引き渡すために、ふれあいの場の創出や暮らしの中の困りごと対応をはじめ、福祉、保健、医療の増進やこどもの健全育成、社会教育の推進や地域の活性化など公益に寄与する事業に取り組みながら、住民や各組織、企業、行政等との連携・協働による、これからの時代に即した支え合う地域をつくりあげる。

資料：NPO法人ポータルサイト

(2) 保健・医療・福祉に関する施設等の状況

①教育・児童福祉分野

施設の種類	箇所数	定員	学級数	児童・生徒数 (登録者数)
保育所	2	155	—	77
小学校	4	—	15	115
中学校	1	—	5	56
放課後子ども教室	4	—	—	103
子育て支援センター	1	—	—	—

資料：教育委員会（令和7年4月1日時点）

②高齢者福祉分野

施設の種類	箇所数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1
住宅型有料老人ホーム	1
福祉センター（社会福祉協議会） （通所介護事業所 訪問介護事業所 居宅介護支援事業所）	1
五ヶ瀬町共生型福祉施設 めくもり（生活支援ハウス）	1
地域包括支援センター（役場福祉課内）	1
介護医療院（五ヶ瀬町国民健康保険病院内）	1
地域密着型通所介護事業所	1

資料：福祉課調べ

③障がい福祉分野

施設の種類	箇所数
就労継続支援B型作業所 NicoRon	1

資料：福祉課調べ

④保健・医療分野

施設の種類	箇所数
病院	1
歯科診療所	1

資料：福祉課調べ

3. 五ヶ瀬町社会福祉協議会の状況

(1) 五ヶ瀬町社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、地域住民、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する他の様々な専門家・団体・機関で構成された、社会福祉法に基づく民間組織です。

五ヶ瀬町社会福祉協議会は、昭和63年3月に社会福祉法人として認可され、地域が抱えている様々な福祉課題の把握のもと、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とした活動の実践を通じて、心ふれあう「福祉のまちづくり」を推進しています。

<【参考】社会福祉法より抜粋>

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

<組織の概要>

設立認可	昭和63年3月28日
役員構成	理事：8人(会長1人、副会長1人、常務理事1人、理事5人) 監事：2人 評議員：9人
会員数 (令和6年度3月末時点)	普通会员：1,070世帯 賛助会員：36口

(2) 令和7年度の主な活動内容

<p>①介護保険指定サービス事業者としての事業の充実</p>	<p>○指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業 ○指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業 ○指定居宅介護支援事業</p>
<p>②障害者総合支援法に基づく指定居宅介護事業の充実</p>	<p>○居宅介護 ・身体介護（身体介護・通院介助） ・家事援助（家事援助・通院介助） ○重度訪問介護事業</p>
<p>③関係機関、団体との連絡・調整</p>	<p>○行政・医療・保健福祉との連携の強化 ○社会福祉団体との連絡調整 ○地域包括支援センターとの連携、調整</p>
<p>④高齢者福祉の推進</p>	<p>○高齢者の一人暮らし及び高齢者二世帯への配食サービスの充実 ○介護者交流事業、介護者教室の開催協力 ○高齢者クラブ連合会育成への支援 ○相談体制の充実と確立</p>
<p>⑤児童福祉の推進</p>	<p>○青少年健全育成の強化 ○児童、生徒に対する福祉教育の推進 ○ボランティア意識の向上育成 ○保育所バス遠足への助成 ○各学校に福祉助成金配分 ○幼児福祉の推進への協力</p>
<p>⑥母子寡婦福祉の推進</p>	<p>○母子寡婦福祉協議会への助成 ○母子寡婦福祉資金の活用と生活指導</p>
<p>⑦障がい者福祉の推進</p>	<p>○交生会への助成 ○障がい者スポーツ大会への助成 ○スポーツ教室への支援</p>
<p>⑧民生委員児童委員協議会活動の推進</p>	<p>○民生委員児童委員協議会運営支援 ○生活福祉資金、たすけあい資金の活用と生活指導 ○相互助け合い運動の支援 ○日常生活での見守り活動の充実 ○民生委員・児童委員の連絡調整と活動支援 ○歳末たすけあい該当者調査と実施の協力 ○要援護者ネットワークの推進</p>

<p>⑨自主財源の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業等の効率的運営 ○特別会員の加入促進 ○共同募金並びに日赤社資増強 ○寄付金 ○福祉バザー
<p>⑩ボランティアセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア連絡協議会の開催 ○ボランティア活動に関する相談、斡旋 ○ボランティア活動に関する情報の収集 ○各小学校、中学校との連絡・調整 ○ボランティア情報の発行（社協だより） ○ボランティアの研修や講座の開催 ○住民参加型福祉サービス（たいようサービス） ○ボランティアの育成 ○地域福祉委員会（みごかせ会）の開催 ○「加勢の日」の実施とボランティア活動の実施
<p>⑪地域防災への取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ボランティア連絡協議会の開催 ○災害ボランティアの養成と各団体との連携強化 ○防災意識の高揚を図るための研修会の実施 ○災害時の連絡体制の連携強化 ○日頃からの防災意識の高揚強化 ○五ヶ瀬川水系社協や県内社協との連携強化
<p>⑫共同募金及び歳末たすけあいの推進</p>	<p>共同募金委員会の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戸別募金 ○職域募金 ○福祉バザー ○歳末たすけあいの推進
<p>⑬日赤活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○戸別社資の募集 ○五ヶ瀬町赤十字奉仕団の活動促進 ○赤十字講習会の普及 ○日赤が取り組む事業への協力
<p>⑭日常生活自立支援事業の促進と自主運営の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見人制度の普及と促進 ○日常生活自立支援制度の普及と促進 ○自主運営の充実 ○生活支援員の養成
<p>⑮「ふくしまつり」の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふくしまつり」への積極的参加と創作意識の向上 ○住民への周知と参加の呼びかけ ○シニアパワー・ボランティア・地域との協働

第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を取り巻く現状
3. 五ヶ瀬町社会福祉協議会の状況

⑩共生型福祉施設ぬくもりの運営	○生活支援ハウスの運営 ○地域交流の活発化の推進
⑰シルバー人材センターの運営	○広報活動 ○シルバー人材の開発と仕事の受注拡大を図る ○会員の増強を図る ○シルバー人材センターの運営

4. 町民アンケート調査からみる状況

町民の福祉に対する意識や地域活動の参加状況などを伺い、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

■調査概要

調査対象者	町内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査期間	令和7年8月7日～8月31日
調査方法	郵送配布、郵送回収・WEB回答による本人記入方式
配布数	1,000件
有効回収数	507件（郵送：378件、WEB：129件）
有効回収率	50.7%（郵送：74.6%、WEB：25.4%）

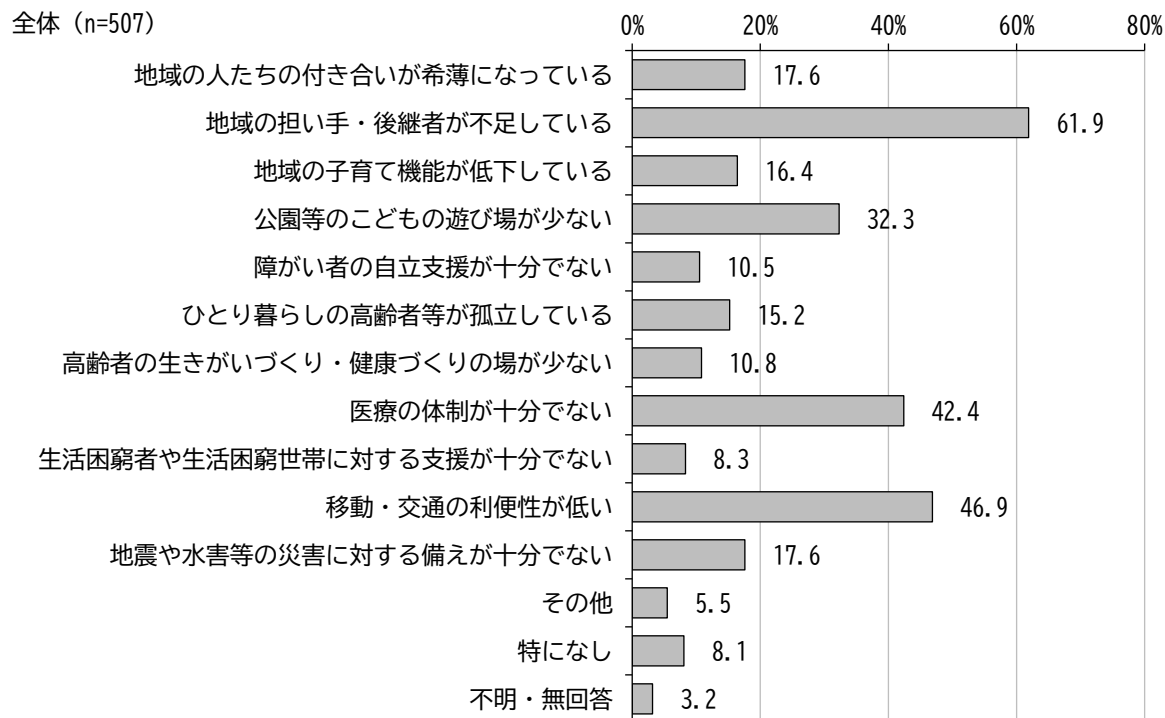
■調査結果の概要の見方

- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの**第1位**と**第2位**と**第3位**に網掛けをしています。

(2) 調査結果の概要

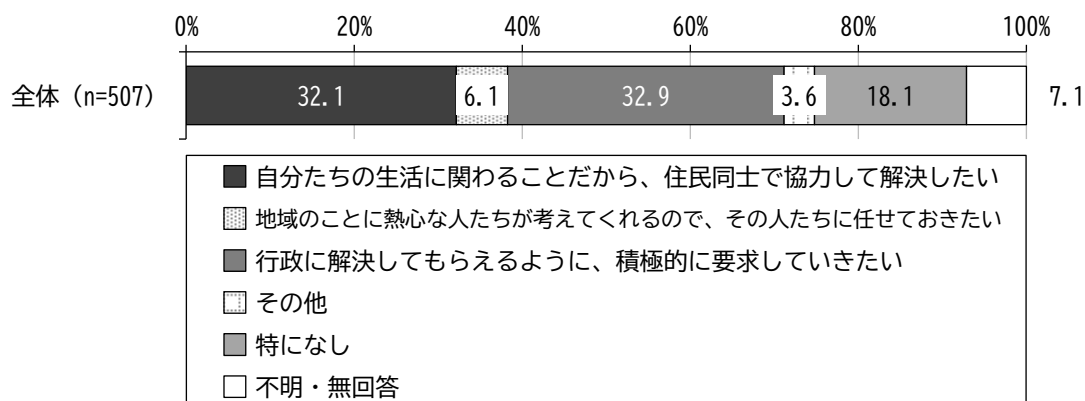
①住んでいる地域で感じている問題や課題（複数回答）

「地域の担い手・後継者が不足している」が61.9%と最も高く、次いで「移動・交通の利便性が低い」が46.9%、「医療の体制が十分でない」が42.4%となっています。



②住んでいる地域の問題や困りごとの解決方法として、自分の考えに近いもの（単数回答）

「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が32.9%と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、住民同士で協力して解決したい」が32.1%、「特になし」が18.1%となっています。

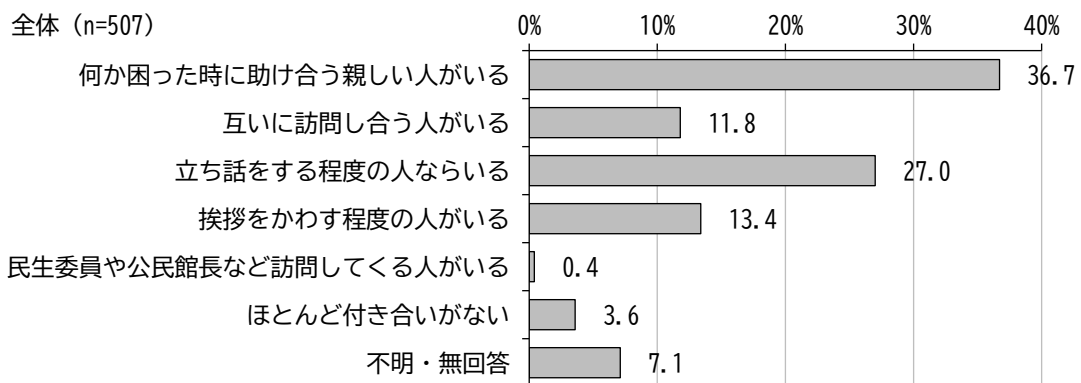


③ 普段、隣近所の人とどの程度付き合いがあるか（単数回答）

「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が36.7%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人ならいる」が27.0%、「挨拶をかわす程度の人がいる」が13.4%となっています。

年齢別にみると、10～20歳代では「立ち話をする程度の人ならいる」「挨拶をかわす程度の人がいる」、30歳代では「何か困った時に助け合う親しい人がいる」「立ち話をする程度の人ならいる」、その他の年代では「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が最も高くなっています。

地区別にみると、すべての地区で「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が最も高くなっています。

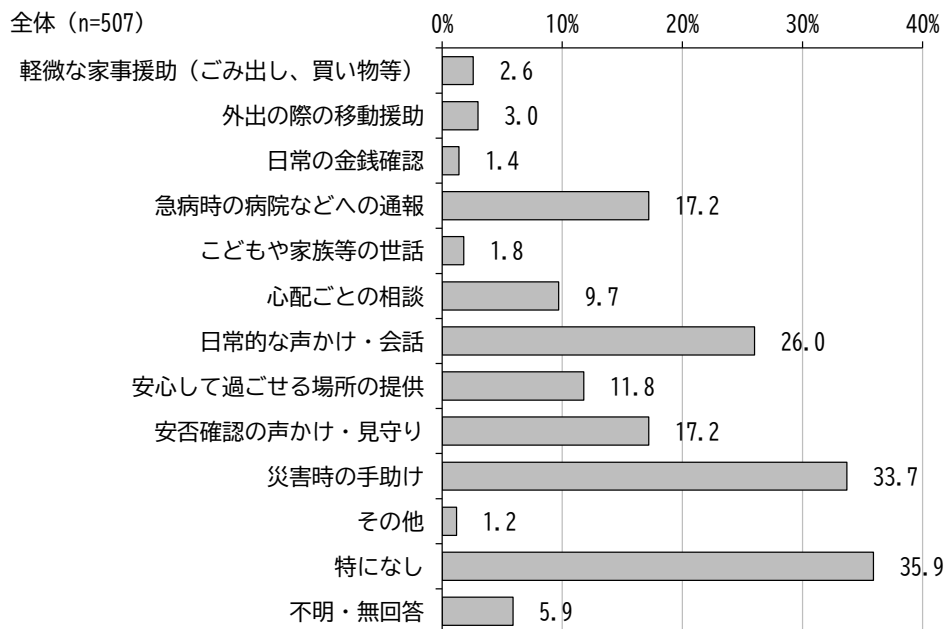


単位：%		何か困った時に助け合う親しい人がいる	互いに訪問し合う人がいる	立ち話をする程度の人	挨拶をかわす程度の人	民生委員や公民館長など訪問してくる人がいる	ほとんど付き合いがない	不明・無回答
全体 (n=507)		36.7	11.8	27.0	13.4	0.4	3.6	7.1
年齢別	10～20歳代 (n=53)	26.4	7.5	28.3	28.3	0.0	7.5	1.9
	30歳代 (n=72)	30.6	13.9	30.6	16.7	0.0	5.6	2.8
	40歳代 (n=77)	33.8	9.1	31.2	20.8	0.0	5.2	0.0
	50歳代 (n=78)	34.6	14.1	28.2	10.3	0.0	5.1	7.7
	60歳代 (n=98)	48.0	10.2	24.5	6.1	1.0	2.0	8.2
	70歳代以上 (n=107)	38.3	14.0	24.3	5.6	0.9	0.0	16.8
地区別	三ヶ所 (n=271)	36.2	11.4	28.4	14.8	0.0	3.3	5.9
	桑野内 (n=82)	40.2	9.8	22.0	15.9	0.0	1.2	11.0
	鞍岡 (n=130)	34.6	13.8	29.2	8.5	1.5	5.4	6.9

第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を取り巻く現状
4. 町民アンケート調査からみる状況

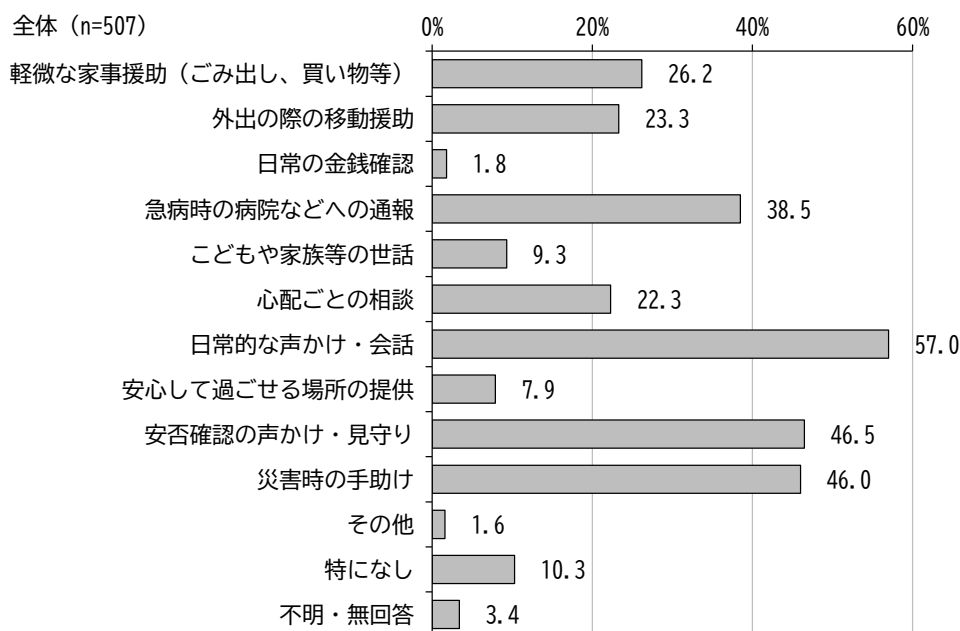
④地域の人に助けてほしい・支えてほしいと思うこと（複数回答）

「特になし」が 35.9%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が 33.7%、「日常的な声かけ・会話」が 26.0%となっています。



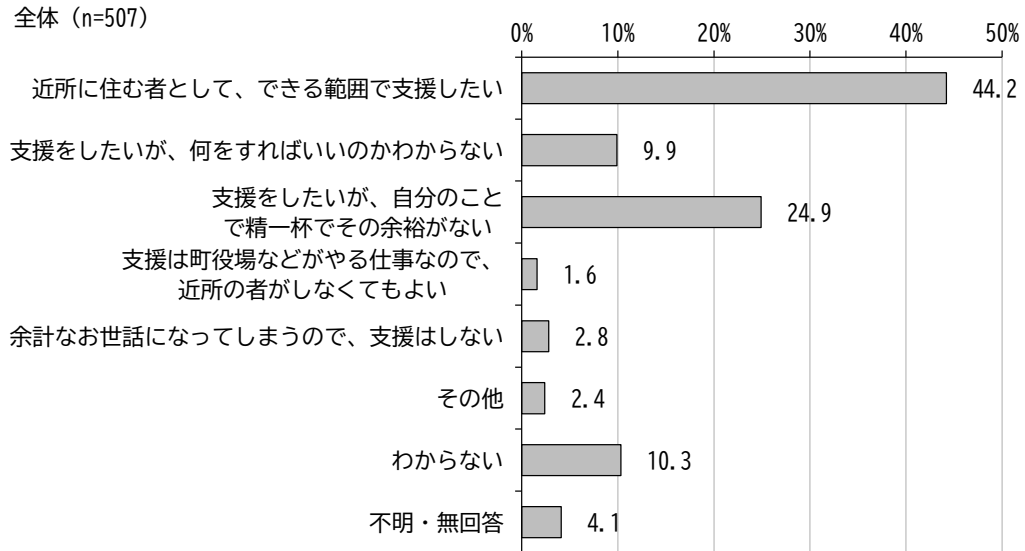
⑤住んでいる地域で助け合い・支え合い活動をする場合、協力できること（複数回答）

「日常的な声かけ・会話」が 57.0%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ・見守り」が 46.5%、「災害時の手助け」が 46.0%となっています。



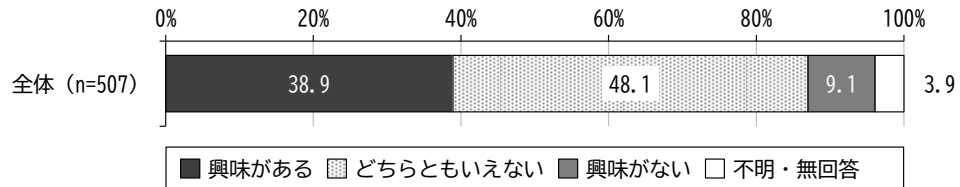
⑥隣近所で何らかの支援を必要としている方への支援について（単数回答）

「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が44.2%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が24.9%、「わからない」が10.3%となっています。



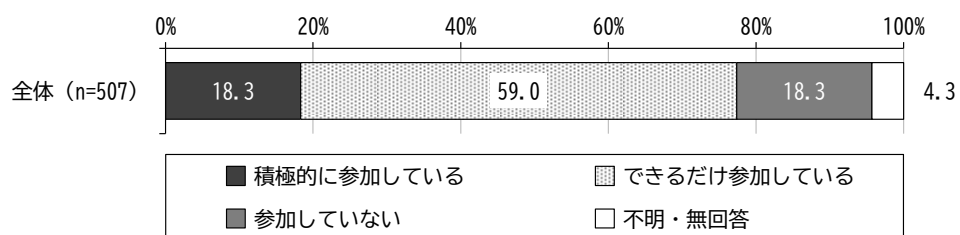
⑦地域の活動や行事に興味・関心があるか（単数回答）

「どちらともいえない」が48.1%と最も高く、次いで「興味がある」が38.9%、「興味がない」が9.1%となっています。



⑧地域活動に参加しているか（単数回答）

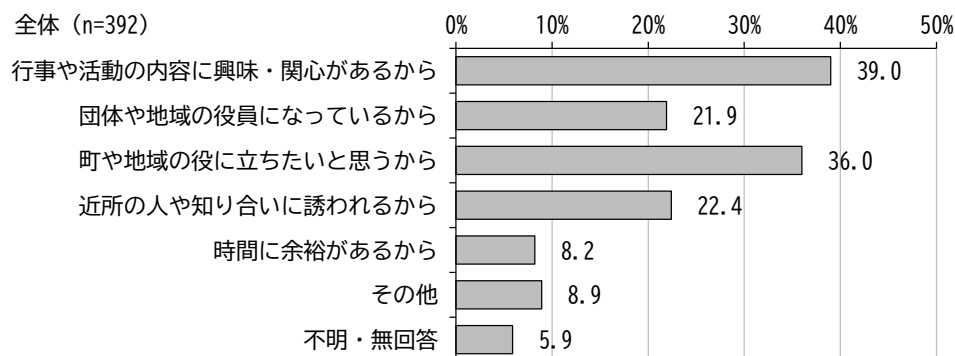
「できるだけ参加している」が59.0%と最も高く、次いで「積極的に参加している」「参加していない」が18.3%となっています。



⑧で「積極的に参加している」または「できるだけ参加している」を選択した方のみ

⑧-1 活動に参加する理由（複数回答）

「行事や活動の内容に興味・関心があるから」が39.0%と最も高く、次いで「町や地域の役に立ちたいと思うから」が36.0%、「近所の人や知り合いに誘われるから」が22.4%となっています。



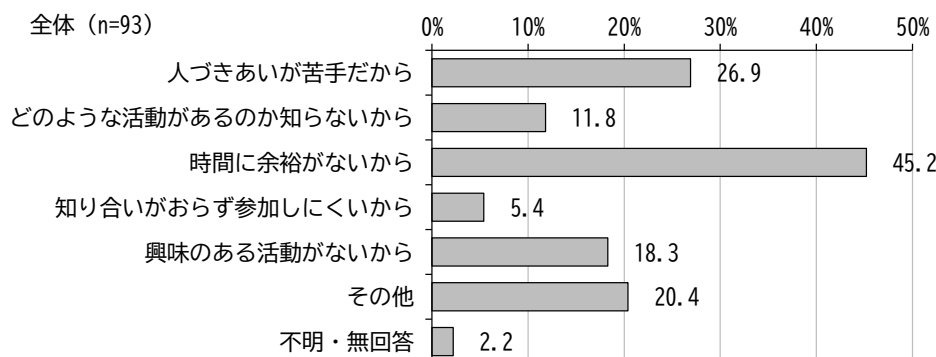
【その他回答（一部抜粋）】

義務感	仕方なく/人の目があるから/ローテーションでまわってくるから
つながり・交流	人とのつながりや交流が大切だと思うから/地域の人とコミュニケーションをとりたいから
慣習・伝統	慣習のため/昔からの伝統を絶やしてはいけないと思うから/地域のことだから
こども・将来	子どもに体験させてあげたいから/活動が今後も続いてほしいから
役割	青年団所属/組の担当の時/役目/地区で清掃活動があるから

⑧で「参加していない」を選択した方のみ

⑧-2 活動に参加していない理由（複数回答）

「その他」をのぞくと、「時間に余裕がないから」が45.2%と最も高く、次いで「人づきあいが苦手だから」が26.9%、「興味のある活動がないから」が18.3%となっています。

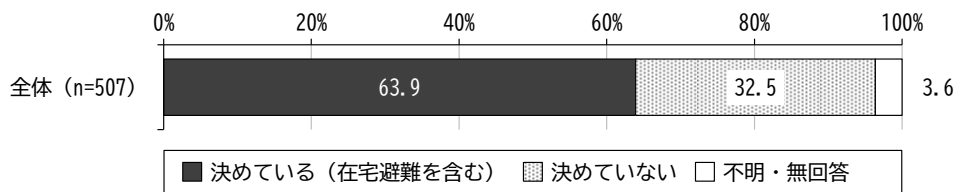


【その他回答（一部抜粋）】

体力	高齢のため参加できない/体力的に無理がある
日程	休日・祝日が仕事のため/都合があわないため

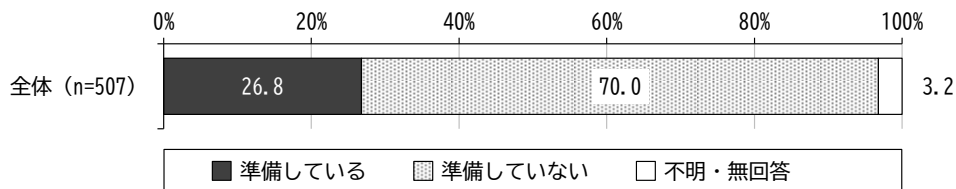
⑨災害時に避難する場所を決めているか（単数回答）

「決めている（在宅避難を含む）」が63.9%、「決めていない」が32.5%となっています。



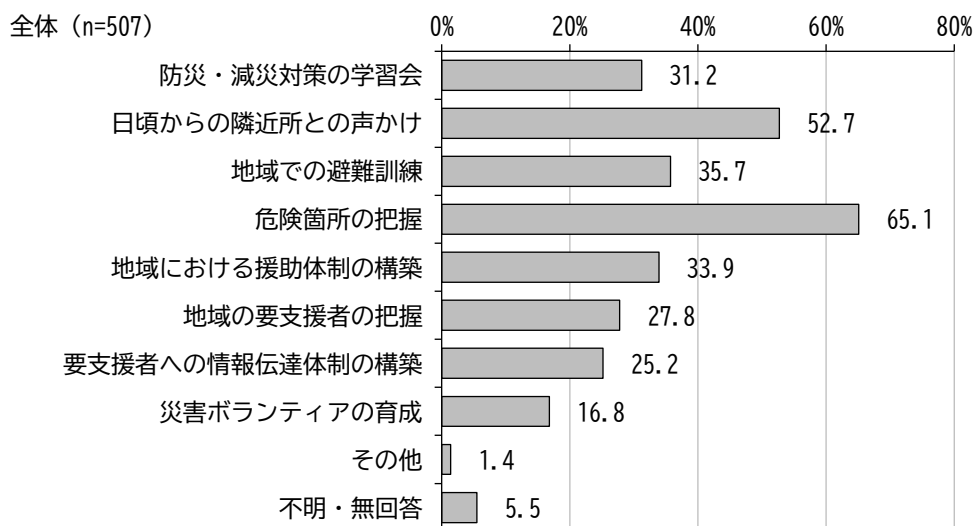
⑩災害時に持ち出すものを準備しているか（単数回答）

「準備している」が26.8%、「準備していない」が70.0%となっています。



⑪災害発生時の備えとして重要だと思うもの（複数回答）

「危険箇所の把握」が65.1%と最も高く、次いで「日頃からの隣近所との声かけ」が52.7%、「地域での避難訓練」が35.7%となっています。



第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を取り巻く現状
4. 町民アンケート調査からみる状況

⑫日常生活を送るうえでの困りごと・不安なこと（複数回答）

現在困っていることをみると、「特に困りごとはない」が50.1%と最も高く、次いで「自身や家族の介護・医療のこと」が12.8%、「運動する場所や機会が不足していること」が11.2%となっています。

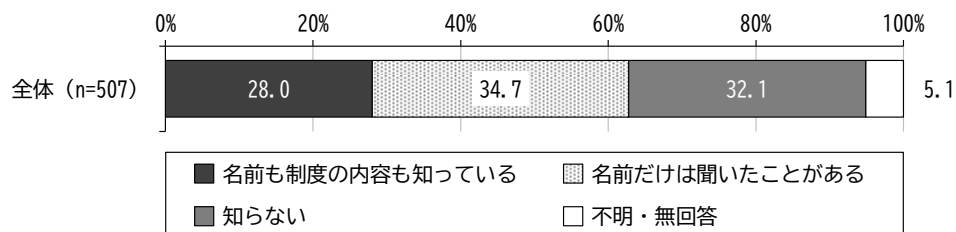
10年後不安なことをみると、「自身や家族の介護・医療のこと」が44.8%と最も高く、次いで「買い物や通院などの外出のこと」が33.7%、「経済的なこと」が23.9%となっています。

	現在困っていること	10年後不安なこと
1	特に困りごとはない (50.1%)	自身や家族の介護・医療のこと (44.8%)
2	自身や家族の介護・医療のこと (12.8%)	買い物や通院などの外出のこと (33.7%)
3	運動する場所や機会が不足していること (11.2%)	経済的なこと (23.9%)
4	買い物や通院などの外出のこと (10.5%)	特に困りごとはない (17.4%)
5	経済的なこと (10.3%)	死後のこと (葬儀、相続など) (14.8%)

※13項目のうち、上位5項目を抜粋

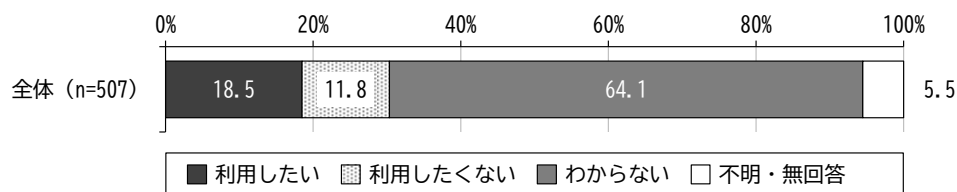
⑬「成年後見制度」を知っているか（単数回答）

「名前だけは聞いたことがある」が34.7%と最も高く、次いで「知らない」が32.1%、「名前も制度の内容も知っている」が28.0%となっています。



⑭将来的に自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいか（単数回答）

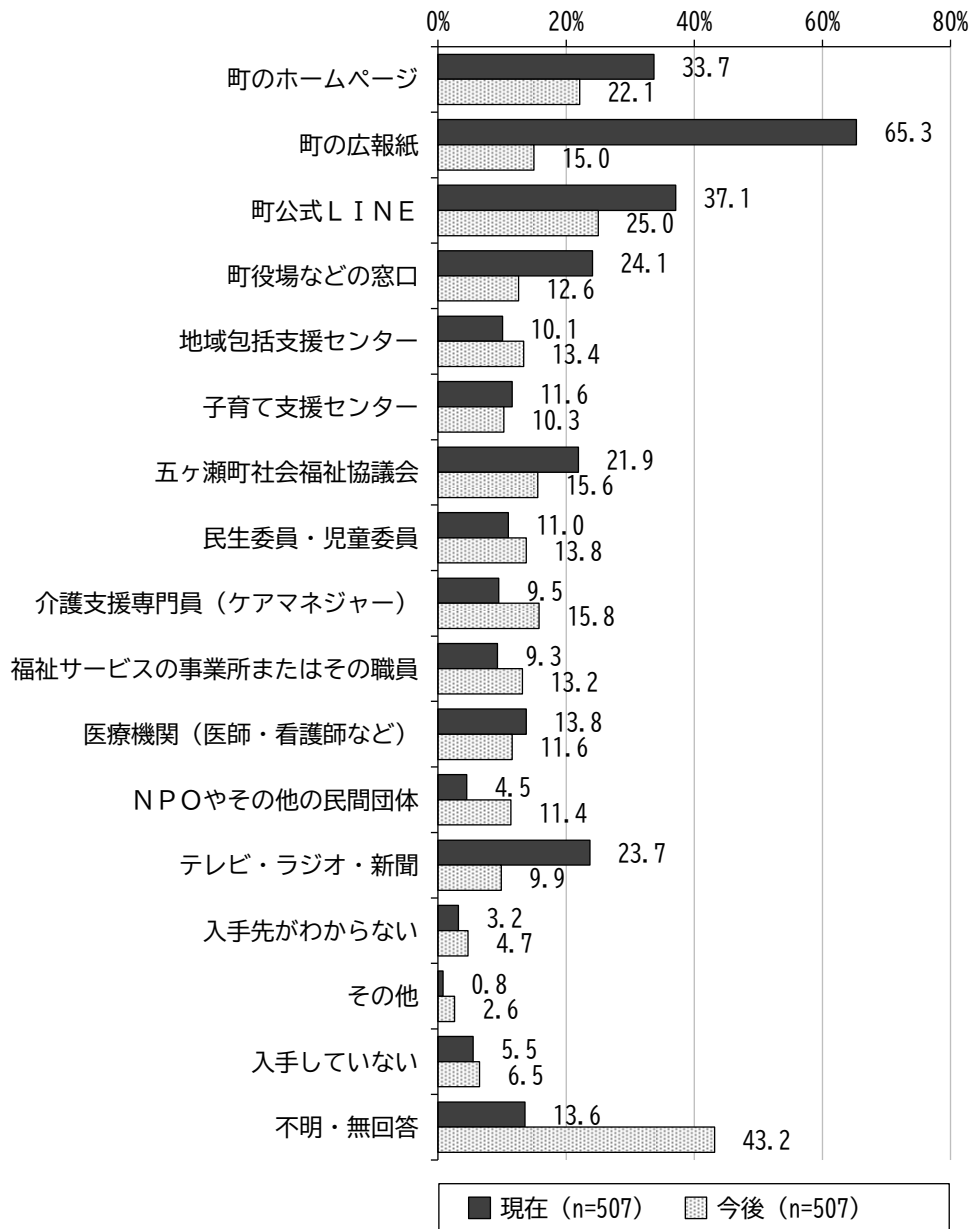
「わからない」が64.1%と最も高く、次いで「利用したい」が18.5%、「利用したくない」が11.8%となっています。



⑮町の福祉に関する情報をどこから入手しているか、今度どこから入手したいか（複数回答）

現在入手しているものについては、「町の広報紙」が65.3%と最も高く、次いで「町公式LINE」が37.1%、「町のホームページ」が33.7%となっています。

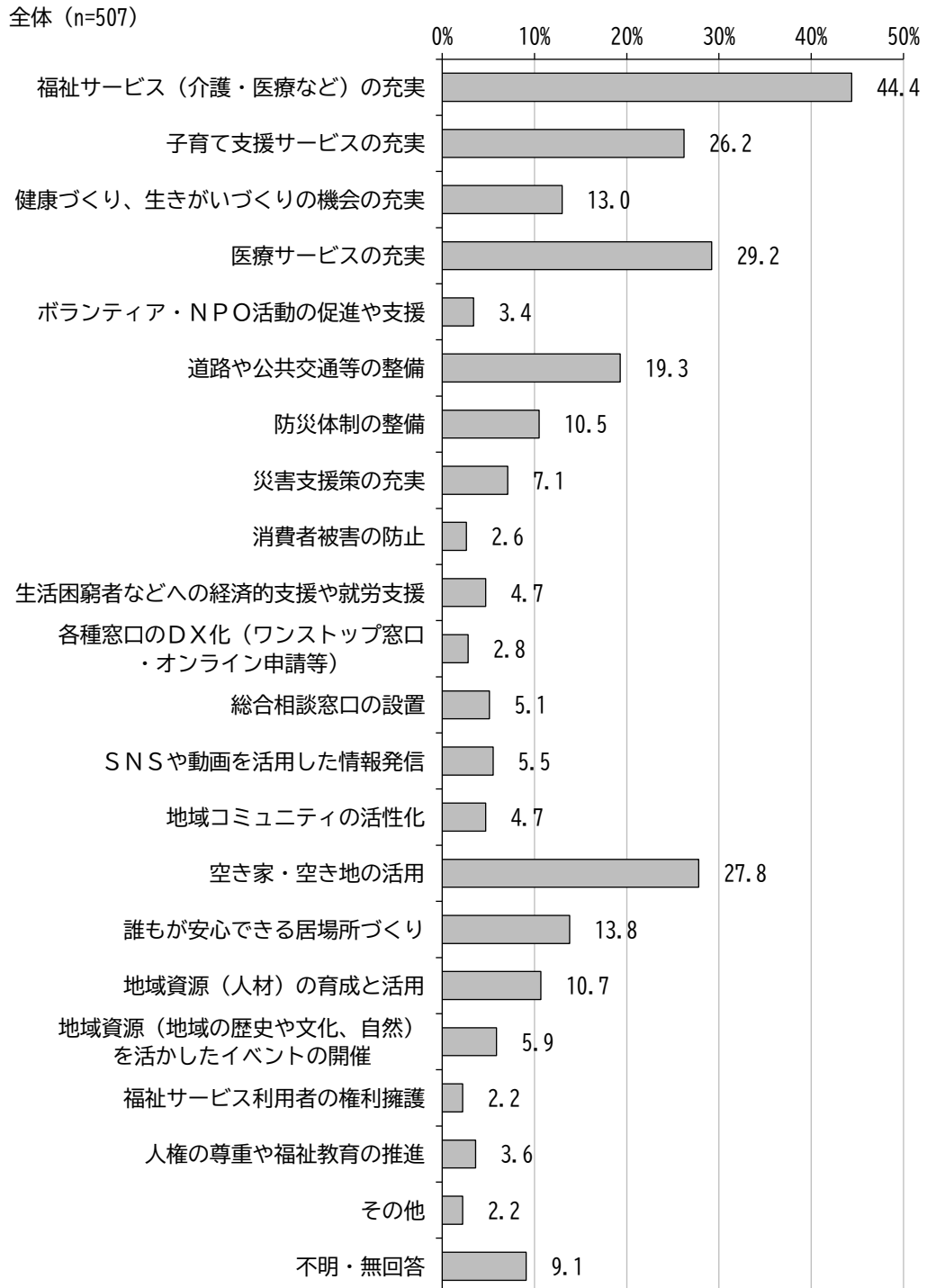
今後入手したいものについては、「町公式LINE」が25.0%と最も高く、次いで「町のホームページ」が22.1%、「介護支援専門員（ケアマネジャー）」が15.8%となっています。



第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を取り巻く現状
4. 町民アンケート調査からみる状況

⑩今後、五ヶ瀬町が優先的に取り組むべき施策（複数回答）

「福祉サービス（介護・医療など）の充実」が44.4%と最も高く、次いで「医療サービスの充実」が29.2%、「空き家・空き地の活用」が27.8%となっています。



5. 関係団体へのヒアリング調査からみる状況

日頃から本町に関わりのある福祉に関する活動を行う個人や団体、事業所に対して、日頃の活動や他団体との連携状況、本町の福祉施策に対するご意見をお伺いするため、ヒアリング調査を行いました。

(1) 調査の概要

■調査概要

調査対象者	五ヶ瀬町及び西臼杵郡内、近隣市町村で福祉に関する活動を行う 個人・団体・事業者
調査期間	令和7年8月22日～9月30日
調査方法	郵送配布、郵送回収による本人記入方式
配布数	115件
有効回収数	76件
有効回収率	66.1%

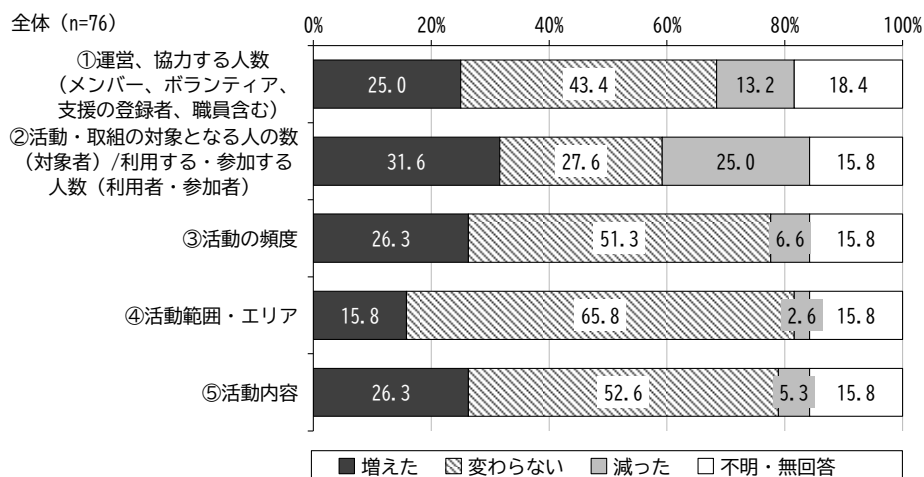
■調査結果の概要の見方

- ・ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ・ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・ 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 調査結果の概要

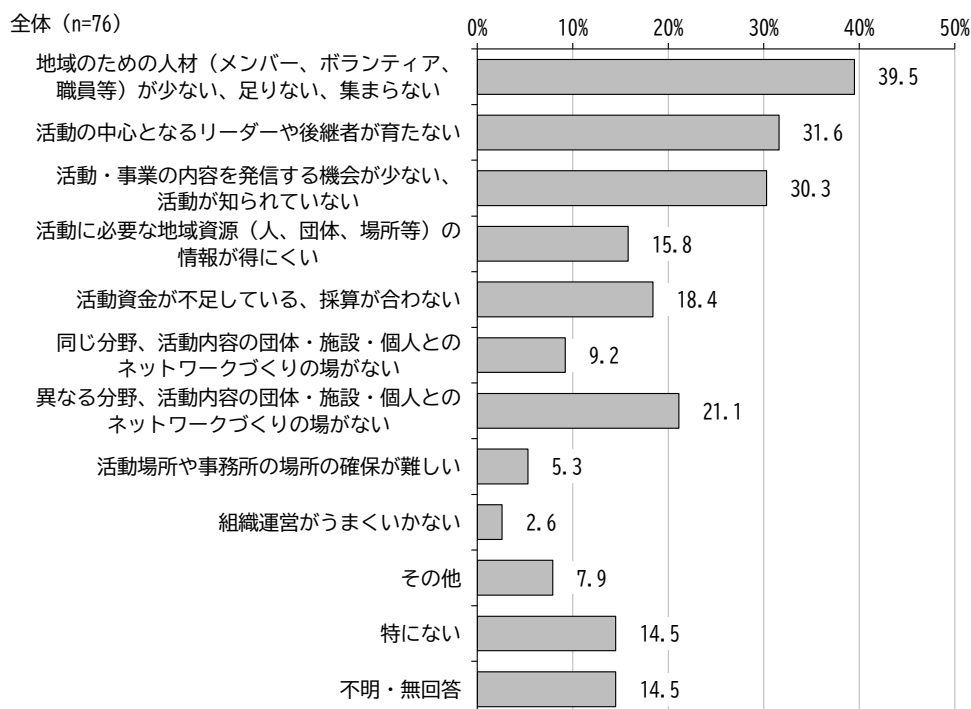
①活動状況について、おおむね5年前と比べて変化があるか（単数回答）

②活動・取組の対象となる人の数（対象者）/利用する・参加する人数（利用者・参加者）では「増えた」の割合が最も高く31.6%となっています。また、他の項目については「変わらない」の割合が最も高くなっています。



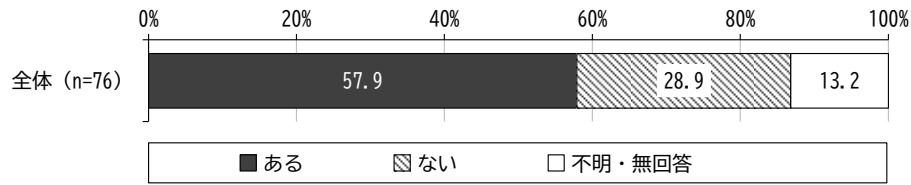
②活動する中で課題となっていること（複数回答）

「地域のための人材（メンバー、ボランティア、職員等）が少ない、足りない、集まらない」が39.5%と最も高く、次いで「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」が31.6%、「活動・事業の内容を発信する機会が少ない、活動が知られていない」が30.3%となっています。



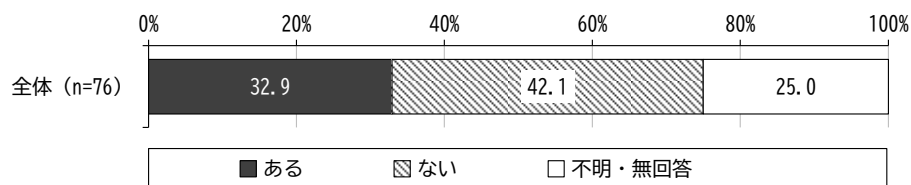
③他団体や事業所と交流・連携する機会があるか（単数回答）

現在、活動する中で、他の団体や事業所と交流・連携する機会についてみると、「ある」が57.9%、「ない」が28.9%となっています。



④今後の活動で、交流・連携したい団体や事業所はあるか（単数回答）

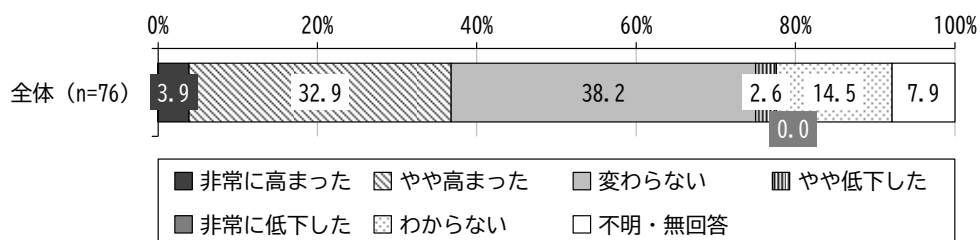
今後、活動する中で、交流・連携したい団体や事業所についてみると、「ない」が42.1%、「ある」が32.9%となっています。



⑤おおむね5年前と比較して町民の地域福祉に対する意識は変化したと思うか（単数回答）

「変わらない」が38.2%と最も高く、次いで「やや高まった」が32.9%、「わからない」が14.5%となっています。

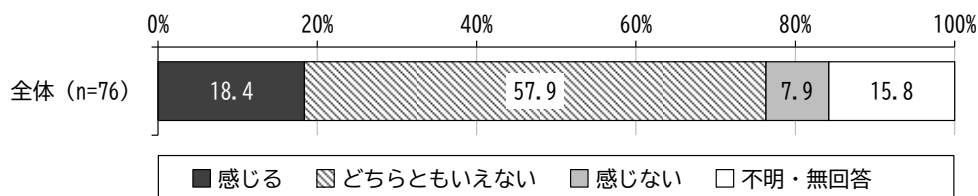
「非常に高まった」「やや高まった」を合わせた【高まった】が36.8%と、「やや低下した」「非常に低下した」を合わせた【低下した】の2.6%を34.2ポイント上回っており、地域福祉に対する意識が高まっていると思う人の割合が高くなっています。



⑥福祉の観点からみて、五ヶ瀬町は住みよいまちと感じるか（単数回答）

I 子育て支援

子育て支援の観点からみて、五ヶ瀬町は住みよいまちだと感じるかについてみると、「どちらともいえない」が57.9%と最も高く、次いで「感じる」が18.4%、「感じない」が7.9%となっています。



【感じる理由（一部抜粋）】

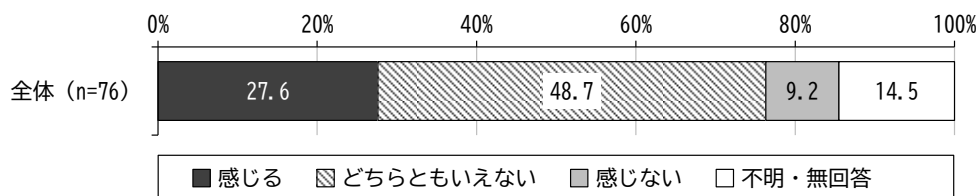
施設	子育て支援センター活動が多い/子育て支援センター等における取組/子育て支援センターの公式LINE/保育所や子育て支援センターの充実
支援内容	出産前後の支援、医療費無償化等/出産祝金や子ども医療費助成/保育園の存在/子育て支援が手厚い/放課後子ども教室事業の保護者負担金が無料/五ヶ瀬教育ランドビジョンに基づいた一貫性を持ったカリキュラムにより、確かな学力や健全な身体作り、深い郷土愛の育成など、まち全体で子育てを実践しているから

【感じない理由（一部抜粋）】

医療	小児科、産婦人科がない/医療機関の不足/近隣市町村が実施している高校生までの医療費補助がない
施設	こどもの遊び場が足りない/授乳室・おむつを替える場所が少ない
支援内容	ひとり親世帯への支援
人口減少・少子化	若い人が少なく、園児・児童の数が減少

II 高齢者支援

高齢者支援の観点からみて、五ヶ瀬町は住みよいまちだと感じるかについてみると、「どちらともいえない」が48.7%と最も高く、次いで「感じる」が27.6%、「感じない」が9.2%となっています。



【感じる理由（一部抜粋）】

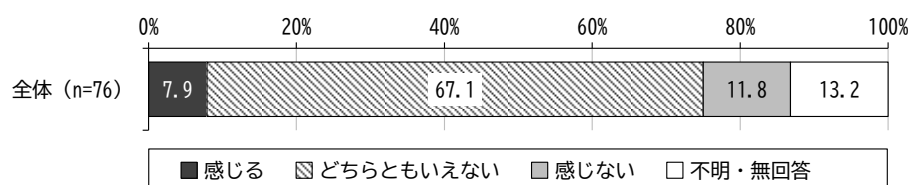
地域活動	集落支援員がいる地域は活動が活発/集落支援員の活動などで以前より良い/それぞれの事業所が段階ごとによく工夫している
交流	地域での交流機会が創出されている/鞍岡地区のくらが交流の場、高齢者の集いの場となっている/介護予防運動教室がスタッフ、参加者ともに元気をつくれる場所になっている
施設	支援ハウスやケアハウスが充実している
支援内容	移動販売等のサービスがあり、助かっていると聞く/見守りサービスや配食サービスなどいろいろ取り組まれていると思う
介護予防	介護保険サービスが少ない分、介護予防等に力を入れている

【感じない理由（一部抜粋）】

移動・買い物	交通の便が悪い/自力で買い物に出かけられない人への対策が不十分
人手不足	移動支援等に対する人手不足/高齢者は増加、支える若者は減少/専門職不足

III 障がい者支援

障がい者支援の観点からみて、五ヶ瀬町は住みよいまちだと感じるかについてみると、「どちらともいえない」が67.1%と最も高く、次いで「感じない」が11.8%、「感じる」が7.9%となっています。



【感じる理由（一部抜粋）】

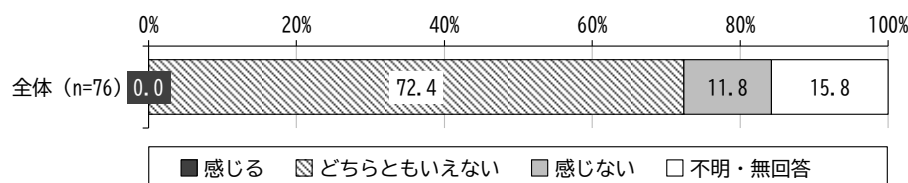
支援内容	日融工房の活動・取組/日融工房など障がいのある人が幸せに過ごせると思う/作業所の社会福祉法人化等による作業の充実
------	--

【感じない理由（一部抜粋）】

相談支援・対応	相談しても、なかなか前に進まない/相談できる場が少ない気がする/精神的疾病、知的障害等に対する対応が薄いと感じるので、疑いも含め、早期対応につながらない
---------	--

IV ひきこもり支援

ひきこもり支援の観点からみて、五ヶ瀬町は住みよいまちだと感じるかについてみると、「どちらともいえない」が72.4%と最も高く、次いで「感じない」が11.8%となっています。

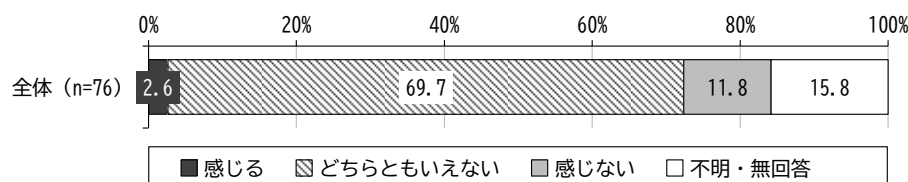


【感じない理由（一部抜粋）】

支援内容	町内のひきこもりの実態が全くわからない/表に出てきていないだけで、実態があると思う/支援活動が見えない、情報提供した後の動きなど
相談支援・対応	相談できる場が少ない気がする

V 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援の観点からみて、五ヶ瀬町は住みよいまちだと感じるかについてみると、「どちらともいえない」が69.7%と最も高く、次いで「感じない」が11.8%、「感じる」が2.6%となっています。



【感じる理由（一部抜粋）】

支援内容	行政と社協の連携が少しずつ確立してきているように思う/権利擁護センターや日常生活自立支援事業等の関わりで、少しずつクローズアップされるようになった
------	---

【感じない理由（一部抜粋）】

連携	関係機関や団体の連携不足
支援内容	早期対応（介入）があればと思うケースがあると感じるから/もっと支援があればと思う/まだまだ支援対策が必要と感じる。高千穂社協の「おむす便」のような支援があると良い
相談支援・対応	相談できる場が少ない気がする

6. 第4期計画の評価

第4期計画における施策内容の実施状況と今後の方向性について、基本目標ごとに整理しました。

基本目標1 つなぐ仕組みづくり

(1) 情報提供・相談支援を充実しよう

- ・広報紙や防災無線、町ホームページ、町メール、町公式LINE等で各種情報を発信しました。
- ・病院だよりを年4回発行し、病院の情報を発信しました。
- ・福祉に関する相談に対し、関係機関と連携した支援を実施しました。
- ・子育てに関する相談を受け付ける「ひだまり相談日」を設け、定期的に相談業務を実施しました。また、令和8年度のこども家庭センター開設に向けた準備を進めました。
- ・各種制度や事業について、担当課や相談窓口とあわせて、広報紙や防災無線、町ホームページ、ポスター掲示などで周知を行いました。
- ・成年後見制度の周知に向けて、年2回広報紙への情報掲載、組回覧等を行いました。また、制度の利用促進に向けて、地域包括支援センターや中核機関との連携を強化し、相談体制の充実を図りました。
- ・Facebookによる情報発信とLINEによる相談受付を行いました。
- ・困難事例に対し、関係機関と合同でケース会議を実施しました。
- ・成年後見制度の理解促進のため、民生委員・児童委員に対し研修会を実施し、知識向上と啓発活動の強化を図りました。
- ・社協だよりに地域福祉活動の紹介や事業報告、イベント案内、各種事業情報などを掲載し、全戸配布を行うことで、町民への情報発信を図りました。
- ・日常生活自立支援事業生活支援員研修会へ参加しました。

【今後の方向性】

- ・LINEやSNS等を活用したリアルタイムでの情報発信の強化
- ・こども家庭センターの体制と運営の充実
- ・各種制度や相談窓口の周知啓発
- ・各種支援体制の連携強化

(2) 支え合える関係を築こう

- ・民生委員や地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等による声かけや見守りを実施しました。
- ・見守りや支援を継続的に行っていくための地域人材の育成に向けて、生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーター、防災士等の研修会への参加や資格取得のための周知啓発を行いました。
- ・ふれあい施設（NPO）、ぎおんの里づくり協議会、サロン等で町民の交流を図りました。
- ・民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者への見守り活動を実施し、見守りの中で把握した課題や支援が必要な事例については、関係機関へ報告し、適宜連携しました。
- ・五ヶ瀬町赤十字奉仕団が研修会や一人暮らし高齢者の交流会、災害時を想定した炊き出し訓練を実施しました。
- ・行政や保健・医療機関と電話・連携シートを活用した情報共有を行いました。
- ・民生委員・児童委員と関係機関との連絡調整を行い、情報共有と支援体制の強化に努めました。

【今後の方向性】

- ・生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーター、防災士等の資格取得の推進
- ・既存の施設を活用した交流の拠点づくり
- ・地域全体での見守り体制づくり
- ・関係機関・団体間の連携強化

基本目標2 安心して暮らせる環境づくり

(1) 安全・安心を支える体制をつくろう

- ・広報紙や防災無線を活用し、防犯・防災に関する啓発活動を実施しました。また、交通安全に関する活動やキャンペーンを年2回実施しました。
- ・防犯パトロール車で地域の巡回を実施しました。また、放課後のこどもの居場所づくりとして、町内の各小学校において、放課後子ども教室事業を実施しました。
- ・青少年の健全育成のため、更生保護女性会より中学校卒業生へ記念品の贈呈を行いました。
- ・西臼杵郡3町輪番制で防災士ネットワークと連携した防災士育成講習会を実施しました。
- ・年1回、地区を決めて避難訓練を実施しました。
- ・ぎおんの里づくり協議会、夕日の里づくり推進会議にて、自主的な防災に関する会を実施しました。
- ・町民の防災意識の向上に向けて、広報紙に町内の防災体験を体験事例として掲載しました。
- ・高齢者クラブや一人暮らし交流会の場を活用し、防犯・交通安全に関する講習会を開催しました。

- ・民生委員・児童委員や赤十字奉仕団の研修において、防災に関する講話を実施しました。また、小・中学生に対し、「みんなの防災じゅく」において、防災意識向上のための講話や体験活動を実施しました。
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施し、職員の初動対応体制や連携体制を確認しました。

【今後の方向性】

- ・放課後子ども教室事業のコーディネーター・指導員の確保
- ・公共施設や民間事業者と連携したこどもの居場所のさらなる確保
- ・保護司・更生保護女性会の活動の周知
- ・防災士資格の取得推進
- ・自主防災組織の設置推進、活動内容の点検
- ・避難訓練や防災講話の参加推進
- ・町民の交通安全意識の向上に向けた啓発活動の推進
- ・災害時の連携体制の整備

(2) サービス向上の仕組みをつくろう

- ・高齢者や障がいのある人などが必要とされる支援の適切な提供に努めました。
- ・子育て支援として、一時預かりやひだまり相談、子育てに関する備品の貸出しを実施しました。また、イベント開催を通じて、親子同士の交流や多世代交流を図りました。
- ・ゲートキーパー養成講座、認知症サポーター養成講座を年1回開催しました。
- ・町民の健康づくりのため、特定健診事業（国保対象者）や歯周病予防事業（20～74歳の国保対象者）、健康づくり教室、重症化予防事業を実施しました。
- ・病院主催の地域懇談会を開催し、健康に関する情報等の発信を行いました。また、保健衛生担当など関係部署と連携を図りました。
- ・一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、配食サービスを実施しました。
- ・福祉用具の貸出しを行いました。
- ・各種会議・定例会等を通じて、関係機関との情報共有、連携強化を図りました。

【今後の方向性】

- ・関係課・関係機関と連携した介護予防の推進
- ・各種事業やイベントなどの若い世代の参加者増加に向けた取組の検討
- ・複雑化するニーズに対応できるサービス提供体制の整備

基本目標3 みんなで取り組む地域づくり

(1) 人にやさしい地域をつくろう

- ・ 買い物支援として、商工会とごかせ観光協会が連携して移動販売車（ごかせマルシェ号）による移動販売を実施しました。
- ・ 桑野内地区・鞍岡地区において、集落支援員による移動支援を実施しました。
- ・ Gラインの運行について、令和4年に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、令和6年8月より一部のルート・ダイヤの見直しを行いました。
- ・ 集会施設整備補助金を用いて、公民館単位で施設の改修等を行いました。
- ・ 公共施設へ通じる道にセミフラット式歩道の設置を推進しており、赤谷中央線への設置が完了しました。
- ・ 中学生を対象に福祉体験学習を実施しました。
- ・ 町民の地域福祉への関心を深めるため、「ふくしまつり」を開催しました。
- ・ 五ヶ瀬町赤十字奉仕団に対し、赤十字講習を実施しました。
- ・ 福祉の心を育むことを目的に、町内の小・中学校へ共同募金を配分しました。
- ・ 民生委員・児童委員が家庭訪問を行い、こどもの生活状況や保護者の養育環境を把握し、必要に応じて関係機関へ情報共有を行い、連携を図りました。

【今後の方向性】

- ・ 坂本地区の集落支援員の配置
- ・ 移動販売の商品の拡充
- ・ 自宅からバス停までの移動が困難な人へ向けた移動支援の検討
- ・ 各施設の利用状況などを踏まえた改修の検討
- ・ 赤谷・小学校線、立壁・高畑線、深谷・笠部線の歩道設置の推進
- ・ 町内における赤十字講習の実施拡大
- ・ ふくしまつりの運営スタッフとボランティアの確保
- ・ 民生委員・児童委員の負担軽減

(2) 交流・ふれあいの場を充実しよう

- ・地域行事やイベントに関する情報を広報紙や防災無線にて発信しました。また、町公式LINEにて、町内外の人へ向けた情報発信を実施しました。桑野内地区・鞍岡地区で実施するイベントに関しては、集落支援員が作成する「かわらばん」等による情報発信を実施しました。
- ・親子同士の交流を目的として、親子で参加するイベントを毎月2回以上実施しました。また、親子と高齢者の多世代交流事業も実施しました。
- ・町内のB型作業所利用者の作品展示や音楽イベント等を行い、地域との交流を図りました。
- ・いきいきサロンやお達者クラブ、社協カフェ、世代間交流事業を実施し、町民同士の交流の促進を図りました。
- ・様々な主体に対し助成を行い、交流・ふれあいの機会に対する支援を行いました。
- ・障がいのある人が障がい者スポーツ大会等へ参加する際、交通費の一部助成を行いました。

【今後の方向性】

- ・親子や高齢者、事業所等で交流の機会を定期的に設ける
- ・誰もが立ち寄ることができる拠点づくり
- ・各種活動の新規の参加者や若い世代の参加者の増加
- ・各種活動の担い手に対する支援の拡充

(3) ボランティア活動を広めよう

- ・広報紙にて、各種ボランティア団体の活動情報を発信しました。
- ・災害ボランティア推進会議を開催し、関係団体同士の情報共有とそれぞれの役割を確認しました。
- ・住民や事業所、小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しました。
- ・年2～3回、ボランティア連絡協議会を開催し、各団体による活動報告や情報交換を実施しました。
- ・社協だよりやホームページにボランティア活動の様子や募集情報を掲載しました。
- ・「ふくしまつり」や「加勢の日」などで、こどもや若者世代のボランティア活動の機会を設けました。
- ・地域福祉委員会を年5回程度開催し、高齢者支援やボランティア活動の企画・運営、地域課題の共有を行いました。

【今後の方向性】

- ・SNSでの情報発信強化
- ・認知症サポーター養成後の活動支援や活動機会の確保
- ・ボランティア活動の機会充実とさらなる参加者の確保

7. 課題と今後の方向性

(1) 情報発信について

- ・ 町民アンケート調査の結果をみると、情報の入手先として、現在は町のホームページや広報紙、公式LINEの割合が高くなっています。今後、希望する入手先では、町のホームページや公式LINE、介護支援専門員（ケアマネジャー）の割合が高くなっています。また、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、福祉サービスの事業所またはその職員は、現在の入手先として選ばれる割合より、今後希望する入手先として選ばれる割合が高くなっています。

今後の情報入手手段については、専門職職員などから直接情報を得たい人とインターネットやSNS等から情報を得たい人がいます。町民のニーズに応じた情報提供が行えるよう、発信方法・情報提供体制を整備していくことが重要です。

(2) 地域活動について

- ・ 町民アンケート調査の結果をみると、地域の活動に興味がある人は約4割、どちらともいえない人は約5割、興味がない人は約1割となっています。また、地域の活動に積極的に参加している人は約2割、できるだけ参加している人は約6割、参加していない人は約2割となっています。地域の行事や活動に参加する理由としては、「人の役に立ちたい」「活動に興味があるから」など、ポジティブな理由もある一方で、「当番などの役割」「地域に住む者としての義務感」等から、負担感を感じつつも参加せざるを得ない状況にある人もいることがわかります。
- ・ 関係団体ヒアリング調査の結果をみると、活動する中で課題となっていることとして、「地域のための人材（メンバー、ボランティア、職員等）が少ない、足りない、集まらない」が約4割と最も高く、次いで「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」が約3割、「活動・事業の内容を発信する機会が少ない、活動が知られていない」が約3割となっています。

町民が主体的に地域活動に関わることができるよう、活動への参加のきっかけづくりや無理なく参加できる活動内容の検討を進めるとともに、地域の多様な人材が得意分野や経験を生かして活躍できる場づくりを進めるなど、誰もが参加しやすい環境を整備していく必要があります。また、地域活動の担い手となる人材の確保・育成に努めるとともに、担い手の負担を分散する仕組みを検討することも重要です。

さらに、関係団体の活動を支援するため、活動内容の発信や各種情報提供を行うとともに、他団体とのつながりを広げる機会をつくっていく必要があります。

(3) 安全・安心な支え合いの体制について

- ・町民アンケート調査の結果をみると、災害時の避難場所について、避難場所を決めている人は約6割、避難場所を決めていない人は約3割となっています。また、災害時に持ち出すものについては、準備をしていない人が7割となっています。

地域全体の防災力を高めるため、避難場所や避難方法を事前に検討すること、避難時に持ち出すものや備蓄品を準備するなど、災害発生時を想定した日頃からの備えを促す必要があります。

(4) 制度・サービスについて

- ・町民アンケート調査の結果をみると、成年後見制度の名前・内容を知っている人は約3割となっています。また、成年後見制度の利用希望をみると、わからないと答えた人が約6割となっています。今後、優先的に取り組むべき施策については、福祉や医療、子育てなど生活に直結するサービスの拡充が求められているほか、空き家・空き地の活用や道路・公共交通の整備などの希望も高くなっており、ハード面に関する整備も求められています。
- ・関係団体ヒアリング調査の結果をみると、障がい者支援、引きこもり支援、生活困窮者自立支援の観点からみて、本町が住みよいまちだと感じる人は1割未満となっています。

各種制度の適切な利用促進に向けて、制度内容・相談窓口の周知に努める必要があります。また、町民の生活の質の向上のため、各種サービスの質の向上を図るとともに、ニーズを踏まえた施策の検討と提供に取り組むことが重要です。

(5) 地域での支え合いについて

- ・町民アンケート調査の結果をみると、回答者の約9割が何か困った時に助け合う親しい人や立ち話やあいさつをする人がいるなど、何らかの形で地域の人とつながりを持っていることがわかります。
- ・町民アンケート調査の結果をみると、「地域の人に助けてほしいと思うこと」と「地域の人に対して自分が協力できること」では、ともに「日常的な声かけや会話」「災害時の安否確認」が上位となっています。また、支援が必要な人に対する支援についての考えでは、近所に住む者として、できる範囲で支援したい人が約4割、支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない人が約2割となっています。

今後も町民が地域とのつながりを持ち続けていくために、あいさつや声かけをはじめとした、身近なつながりづくりを継続していくことが重要です。また、個人のライフスタイル等に配慮し、無理なく地域と関わる仕組みを構築する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「第6次五ヶ瀬町総合計画」では、「人と『ともに』地域と『ともに』自然と『ともに』～笑顔でつながるまち五ヶ瀬～」が将来像として掲げられています。ここには、人・地域・自然がもたらす恩恵や魅力のもと、町民誰もが暮らしに幸せを感じ、笑顔になれるようなまちづくりを進めていこうという思いが込められています。本計画の推進にあたっては、このような目標を前提とすることが重要だと考えます。

人口減少や少子高齢化の進行により、人々のライフスタイルや地域社会の在り方は大きく変化するとともに、地域のつながりの希薄化や孤独・孤立の問題など、地域を取り巻く課題は増加しています。本町に住む誰もが時には誰かを支え、時には支えられる、互いを思いやる精神のもと、地域福祉をより一層推進していく必要があります。

第4期計画では、「共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬 ～ありがとう 笑顔でつなぐ思いやり～」を基本理念として、地域のつながりを大切にしながら、町民同士が歩み寄り、支え合う町を目指し、福祉施策を推進してきました。本計画においても、引き続きこの基本理念の考え方を継承していく中で、「共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬 ～ありがとう 笑顔でつながる思いやり～」を新たな基本理念とします。

本町は、人と人が支え合いながら暮らしてきました。日々のあいさつや声かけ、「ありがとう」と感謝の気持ちを伝え合うことは、相手を大切に思う心の表れであり、地域のつながりを育む第一歩です。

一人ひとりが思いやりの心を持ち、笑顔で関わり合うことで、支え合いの輪が自然に広がる地域を目指すものです。誰かの困りごとに気づき、できることを無理のない形で行動に移すことで、住民同士がつながり、安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

< 基本理念 >

共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬
～ありがとう 笑顔でつながる思いやり～

2. 基本目標

基本目標1 人と人とのつながりをつくる

町民が必要な情報を確実に得ることができるよう、わかりやすく、確認しやすい媒体を活用した情報提供を行うとともに、リアルタイムでの迅速な情報発信に努めます。

また、人々の抱える課題が多様化・複雑化する中で、孤立を防ぎ、互いに支え合いながら暮らせる地域をつくっていくために、人と人とのつながりを育み、町民同士での見守り・支え合いの意識の醸成に努めます。あわせて、誰もが適切な支援につながるができるよう、総合的な相談支援体制を整備し、各種団体・機関・行政等が連携した支援の充実を図ります。

さらに、すべての人の権利の尊重のため、成年後見制度の啓発や虐待防止などの取組を推進します。

基本目標2 安全・安心な地域をつくる

誰もが安心して暮らせる地域をともにつくっていくために、定期的な防災訓練や見守り活動を通じて、地域の連携・協力体制を強化し、町民の防災・減災意識や防犯意識の向上を図ります。

また、利用者のニーズに応じたサービスの提供と質の向上を図るとともに、保健・医療・福祉等、支援を提供する団体や事業所の連携・協働を推進し、地域全体で連携した支援体制の構築に取り組みます。

基本目標3 地域に住む喜びをつくる

すべての町民が地域に主体的に関わり、ともに支え合いながら暮らす地域共生社会の実現に向け、幼少期からの福祉教育の実施や福祉に関するイベント等の開催を通じて、町民の福祉意識の醸成に努めます。

また、過ちや失敗を経験した人が地域の中で孤立することなく暮らせるよう、人にやさしいコミュニティの醸成に努めます。

さらに、住み慣れた地域で心身ともに健やかに暮らし続けることができるよう、誰にとっても住みやすい生活環境の整備を進めるとともに、健康づくりや交流の機会を通じて、生きがいを持って暮らせる地域づくりに取り組みます。地域活動の担い手の確保・育成に努めるとともに、ボランティアや担い手のサポートを行う人材の育成等、活動時の負担軽減に取り組みます。

3. 施策の体系

本計画は、下記の体系に基づいて策定します。

基本理念	基本目標	施策	取組	
<p>共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬 「ありがとう 笑顔でつながる思いやり」</p>	<p>1 人と人とのつながりをつくる</p>	<p>(1) 情報提供・相談支援を充実しよう</p>	<p>①情報を届ける仕組みの充実</p> <p>②公的な相談支援体制の充実</p> <p>③サービス利用者の権利擁護の充実（成年後見制度利用促進基本計画を含む）</p>	
		<p>(2) 支え合える関係を築こう</p>	<p>①地域における見守りの仕組みづくり</p> <p>②関係機関・団体のネットワークの充実</p>	
		<p>2 安全・安心な地域をつくる</p>	<p>(1) 安全・安心を支える体制をつくろう</p>	<p>①防犯活動・交通安全活動の推進</p> <p>②災害時や緊急時の支援体制の充実</p>
			<p>(2) サービス向上の仕組みをつくろう</p>	<p>①福祉サービスの質の向上</p> <p>②保健・医療・福祉関係者の研修・連携の支援</p>
	<p>3 地域に住む喜びをつくる</p>	<p>(1) 人にやさしい地域をつくろう</p>	<p>①地域福祉への理解促進（再犯防止推進計画を含む）</p> <p>②社会参加への支援</p> <p>③安心して生活できる環境づくり</p>	
		<p>(2) 交流・ふれあいの場を充実しよう</p>	<p>①地域活動への参加促進</p> <p>②地域における交流や集いの場の充実</p>	
		<p>(3) 地域活動を広めよう</p>	<p>①地域におけるボランティア機会の提供</p> <p>②担い手の確保・育成</p>	

第4章 取組内容

基本目標1 人と人とのつながりをつくる

(1) 情報提供・相談支援を充実しよう

①情報を届ける仕組みの充実

現状・課題

本町では広報紙や町ホームページ、町公式LINEを活用した情報発信を行っています。集落支援員がいる地区では、支援員が作成する広報紙による情報発信も行っています。

町が発信する福祉の情報について、現在は広報紙や町公式LINE、町ホームページから入手している人が多くなっています。一方で、今後は専門職員から情報を入手したい人も多くなっており、町民のニーズに応じた情報発信の充実が求められています。

施策の方向性

一人ひとり情報を得たいと考える手段が異なることから、誰もが必要とする情報を得ることができるよう、多様な情報提供体制の構築に取り組みます。町民の主要な情報源となっている紙媒体やデジタルを活用した情報発信の充実を図るとともに、専門職員等が直接情報を届ける機会づくりに努めます。

また、すべての人にとってわかりやすい形で情報を発信できるよう、情報アクセシビリティが確保された形での発信に努めます。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 普段から町が発信する情報を収集しましょう。
- 広報紙や社協だよりに目を通し、家族や地域で情報を共有しましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 隣近所や地域内で福祉に関する情報を共有しましょう。
- 地域活動や団体に関する情報を積極的に発信しましょう。
- 高齢者世帯や一人暮らし高齢者と連絡を密にし、必要に応じて情報を伝えましょう。

第4章 取組内容

基本目標1 人と人とのつながりをつくる

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
各種情報発信の充実	広報紙、町ホームページ、町公式LINEなど、多様な媒体を活用し、リアルタイムな情報発信の充実を図ります。また、公民館長や民生委員・児童委員、福祉関係団体、事業所などと連携を図り、福祉関係者や専門職を通じた情報の提供に努めます。	福祉課 総務課
わかりやすい情報発信の推進【新規】	各種媒体による情報発信の際には、情報アクセシビリティに配慮し、読みやすくわかりやすい内容やレイアウトになるよう努めます。また、役場に設置しているデジタルサイネージをはじめとした情報発信のDX化を推進し、多様な世代がデジタル技術を活用し、情報を取得できる環境を整備します。	福祉課 総務課
デジタルリテラシー向上事業【新規】	スマートフォンやその他デジタル機器の活用を促進するため、使い方講座を開催し、デジタル機器の活用及びインターネットリテラシーの習得を支援します。	教育委員会

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
社協だよりの活用	社協だよりを通じて、社会福祉協議会の活動や福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。また、社会福祉協議会内で編集委員会を立ち上げ、編集体制の強化に努めます。	総務企画課
デジタル技術の活用	ホームページやSNSによる情報発信を行い、社協公式LINEによる相談を受け付けるなど、デジタル技術を活用した情報提供や相談体制の充実を図ります。	総務企画課
相談支援系の運営	相談支援係において、高齢者や障がいのある人をはじめとした日常生活における困りごとなど、生活全般における総合的な相談窓口としての情報を発信します。	居宅介護課

②公的な相談支援体制の充実

現状・課題

町民アンケート調査結果をみると、悩みや困りごとの相談先では、家族や友人など身近な人に相談する人が多く、公的な相談窓口への相談は少なくなっています。また、相談先がわからず、相談支援につながる事ができていない人がいることも考えられることから、自ら窓口で相談することが困難な人に対する支援の在り方についても検討を進める必要があります。

施策の方向性

相談しやすい窓口づくりと行政や社会福祉協議会をはじめとした公的な相談窓口の周知を図ります。地域や関係団体、行政、社会福祉協議会等が連携したアウトリーチ支援を推進し、困りごとをすくい上げ、一人ひとりの状況に応じた支援につなぐことができる総合的な相談支援体制の構築に努めます。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 悩みや不安があるときは一人で抱え込まず、自分が相談しやすいと感じる人や窓口で相談しましょう。
- 近所で困っている人がいたら、話を聞き、相談窓口や支援機関を紹介しましょう。
- 個人での対応が難しい場合は、民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会へ相談しましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 民生委員・児童委員等は、地域の相談役として活動しましょう。
- 気にかかる人・世帯を見守るとともに、必要に応じて話を聞き、相談窓口や専門機関へつなぎましょう。
- 地域や関係団体、行政、社会福祉協議会等が連携した相談支援体制を構築しましょう。

第4章 取組内容

基本目標1 人と人とのつながりをつくる

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
相談支援体制の充実【新規】	子育てや介護、障がい福祉、生活困窮など、福祉に関する相談や地域・関係機関から把握した町民の困りごとに対し、福祉・保健・医療等の関係機関と情報を共有しながら、アウトリーチ活動などを通じて、適切な支援につなぐ体制を構築します。 また、職員に対する研修などを実施し、相談支援の質の向上に努めます。	福祉課 町民課
子育て支援体制の整備	子育て支援センターの充実を図り、支援事業及び相談業務など子育て支援環境の整備に努めます。 また、こども家庭センター開設後は、子育て支援センターと双方で連携を図り、町民のニーズを踏まえた子育て支援や相談支援を推進します。	福祉課
各種相談支援窓口の周知【新規】	子育て支援センター、こども家庭センター、地域包括支援センター、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターなど、地域の相談窓口や専門機関に関する情報発信を強化し、町民の相談機関の認知度向上と利用促進に努めます。	福祉課 総務課 町民課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
困難事例等の把握	民生委員・児童委員や地域住民などからの連絡・相談を受け、関係機関との訪問、専門機関への連絡・調整を行います。困難事例の複雑化・多様化を踏まえ、関係機関とのさらなる連携強化や情報共有を図ります。	総務企画課 居宅介護課

③サービス利用者の権利擁護の充実（成年後見制度利用促進基本計画を含む）

現状・課題

本町では高齢化が進んでおり、認知症の人の生活や障がいのある人の親亡き後が不安視されています。また、全国的にこどもや高齢者、障がいのある人への虐待が増加しており、認知能力や判断能力に不安がある人など、弱い立場に置かれやすい人などの権利を守ることが重要です。また、町民アンケート調査結果をみると、成年後見制度について、内容まで知っている人の割合は約3割となっており、町民の成年後見制度に対する理解を深める必要があります。

施策の方向性

権利擁護に関する相談窓口である地域包括支援センターや延岡・西臼杵権利擁護センターなどと連携を強化し、制度の利用に関する相談支援を実施します。また、成年後見制度の利用促進や権利擁護のための取組を推進します。

各種サービスの利用にあたっては、利用者が対等な立場で苦情や要望を自由に伝えられる環境を整備するとともに、相談窓口の周知に努め、苦情を適切に解決できる体制を構築します。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 虐待や差別など、その人の権利を侵害する行為が行われているまたは疑われる場合には、民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会等へ相談しましょう。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業など、各種制度や事業に関する理解を深め、必要に応じて適切に活用しましょう。
- 地域には様々な人が暮らしていることを認識し、互いを認め合い、尊重しましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの支援が必要な人に対し、制度・事業の内容や相談窓口を紹介しましょう。
- 必要に応じてケース会議等に参加し、成年後見人等の活動を支援しましょう。

第4章 取組内容

基本目標1 人と人とのつながりをつくる

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
各種制度事業の発信	広報紙や町ホームページ、町公式LINE等を活用し、各種制度事業や相談窓口の活用・認知度向上に向けた啓発活動や福祉教育を推進します。	福祉課
虐待防止に向けた取組の推進【新規】	こどもや高齢者、障がいのある人などの虐待防止のため、保健・医療・福祉・教育機関等との連携を強化し、情報共有・支援策を検討します。また、宮崎県福祉サービス運営適正化委員会など、苦情解決に関わる機関との連携を強化します。	福祉課
成年後見制度の普及と利用の促進	制度の適切な利用に向けて、広報紙や各種機会を活用し、制度に関する情報を発信します。また、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。	福祉課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
成年後見制度の普及と利用促進	民生委員・児童委員などを対象に、成年後見制度に関する研修会を開催し、制度に関する知識向上と啓発活動の強化を図ります。また、関係機関との連携を強化し、安心して利用できる支援体制を整備します。	総務企画課 居宅介護課
日常生活自立支援事業の普及	判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、日常生活自立支援事業の充実を図ります。また、制度の利用促進に向けて、社協だよりなどを活用した事業の周知に努めます。	居宅介護課
生活支援員の養成	生活支援員の養成に向けて、担い手の確保に努めるとともに、研修会への参加を促します。	居宅介護課
たすけあい資金の活用と生活指導	思いがけない出費により日常生活に支障をきたし、他からの融資を受けることが困難な人に対して、短期間無利子で資金の貸付を行います。事業の適切な利用のため、申込段階で返済能力などの確認を徹底します。また、制度の利用促進に向けて、制度の周知に努めます。	居宅介護課

(2) 支え合える関係を築こう

①地域における見守りの仕組みづくり

現状・課題

町内では、民生委員・児童委員や集落支援員による活動、さらに配食サービスや移動販売（マルシェ）等を通じた多角的なルートにより、高齢者や障がいのある人などへの見守り活動は定着してきています。しかし、日々の見守りの中で把握された異変や生活上の困りごとを行政や専門機関による具体的な支援へと「つなぐ体制」や一度つないだ後に支援を孤立させず、継続・定着させていくための安定した体制づくりが課題となっています。複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増える中、見守るだけで終わらせず、解決に向けた実効性のあるネットワークの構築が求められています。

施策の方向性

既存の見守り活動を基盤としつつ、把握された情報を迅速かつ適切に共有し、専門的な相談窓口や具体的な施策へとつなぐ仕組みを強化します。特に、一度支援につながった後も地域と行政、社協、専門職等が連携を維持し、「つないだ後のフォローアップ」を継続的に行う伴走型の支援体制を整備することで、真に切れ目のない支援の提供に努めます。あわせて、町民同士が単に「気にかける」だけでなく、必要に応じて「専門機関へつなぐ」ことの重要性を周知し、地域全体で課題解決を支える意識の醸成を図ります。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 日頃から地域住民同士で声かけや見守りを行い、いざというときに助け合える関係を築きましょう。
- サロン活動や集いの場などで、互いを気にかけて合いましょう。
- いつもと様子が違うなど、気にかかることがあれば、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの関係機関に連絡しましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 地域での見守り活動を通じて交流を深め、つながりづくりに取り組みましょう。
- 地域や団体同士で気にかかる人・世帯について情報交換を行い、適切な支援方法を検討しましょう。
- 高齢者の体調が急変した際などに備え、緊急時の連絡体制を事前に把握しましょう。

第4章 取組内容

基本目標1 人と人とのつながりをつくる

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
地域における見守り活動の推進【新規】	日常生活において、地域の人とあいさつを交わし、近隣の状況に異変がないか見守るなど、地域住民による主体的な見守りを推進します。 また、何かあったときには、民生委員・児童委員や行政などにつなぐ仕組みを構築します。	福祉課
見守り活動の推進	地域において、民生委員・児童委員や地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等による声かけや見守りを実施します。 気にかかる人などに対しては、声かけを行うとともに、地域包括支援センターなどの関係機関と情報共有を行います。	福祉課
配食サービスによる高齢者の見守り【新規】	高齢者の安否確認のため、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、夕食の配達を兼ねた見守りを実施します。	福祉課
孤独・孤立の防止に向けた取組の推進【新規】	ひきこもりや地域との関わりを持たず、孤立傾向にある人が地域社会とつながりを持てるよう、一人ひとりの状況に合わせて、地域の集いの場への参加を促すなど、孤独・孤立防止対策を推進します。	福祉課
自殺対策の推進【新規】	「五ヶ瀬町のち支える自殺対策行動計画」をもとに、心の健康づくりに関する啓発や相談支援を推進します。 また、地域における見守り活動の充実を図り、孤立や不安を抱える人を早期に把握し、関係機関と連携した支援につなげます。	福祉課 町民課
地域情報の共有	公民館長や民生委員・児童委員等と顔の見える関係性を築き、地域の情報共有を行うとともに、連携を強化します。 今後は、業務や情報共有の効率化・負担軽減に向けて、デジタル技術の活用を検討します。	福祉課 総務課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
地域の見守り活動の推進	民生委員・児童委員の活動や配食サービス、サロン活動等を通じて、日常的に地域の見守りや声かけを行います。	総務企画課
日常生活での見守り活動の充実	各地区において、民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者の見守り運動を実施します。 見守りの中で把握した地域課題や支援が必要な事例については、関係機関へ連絡し、連携した対応を行います。 また、地域住民・関係団体も含めた、定期的な見守り運動を実施します。	総務企画課
五ヶ瀬町赤十字奉仕団の活動促進	研修会や一人暮らし高齢者の交流会の開催、災害時を想定した炊き出し訓練等を実施します。 また、「赤十字」の理念や活動への理解促進に努めるとともに、地域に根差した奉仕活動の継続と発展に取り組めます。	総務企画課

②関係機関・団体のネットワークの充実

現状・課題

関係団体ヒアリング調査結果をみると、他の団体や事業所と交流・連携する機会について、約6割が「ある」と回答しています。今後、さらに複雑化する課題に対応していくためには、福祉活動を行う個人や団体、専門機関等の連携が欠かせません。情報共有や連携強化に向けて、関係機関・団体のネットワークの充実を図る必要があります。

施策の方向性

地域で活動する個人や団体、専門機関の連携を促進するため、各種交流機会や情報共有の機会を活用したネットワーク構築を支援し、地域の課題解決力の向上に努めます。また、関係機関や団体の活動内容に関する情報を発信し、地域住民への周知及び活動への参加のきっかけづくりに取り組みます。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 公民館長や民生委員・児童委員など、地域で活動する人に協力しましょう。
- 地域で活動する個人や団体・組織について知りましょう。
- 地域団体の活動に積極的に参加しましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 地域で活動する個人や団体、機関同士で意見交換や情報共有を行い、課題解決や地域の活性化に取り組みましょう。
- 町内や西臼杵郡、近隣市町村で活動している団体と交流を深め、広域で連携した活動を進めましょう。
- 町民の参加を促すため、活動内容の発信や活動のきっかけづくりを行いましょう。

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
人材育成の推進	地域における見守りや支援を継続的に行っていくため、地域人材の育成に努めます。 また、生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーター及び防災士等の研修会への参加を促進するとともに、各種資格取得のため、養成講座等の参加費の補助を検討します。	福祉課
交流・情報共有スペースの活用促進と施設の充実	ふれあい施設、鞍楽、ぬくもり、公民館や集落センター等で、町民の交流を図っています。 今後は、誰でも気軽に利用できる施設（ふれあい施設等）の活用を促進するとともに、既存施設の活用も検討し、拠点施設の充実を図ります。	福祉課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
行政・医療・保健福祉との連携強化	行政や保健・医療機関と連携を図り、連絡・調整体制を強化します。また、情報共有体制を強化し、必要に応じて会議を開催するなど、課題解決に取り組めます。	総務企画課 居宅介護課 介護保険課
社会福祉団体との連絡・調整	各種福祉団体と連携を図り、連絡・調整体制を強化するとともに、情報共有の充実に努めます。 また、各種事業や行事において、情報交換や協働の機会の充実に図り、団体同士の協力・連携体制の強化に努めます。	総務企画課 居宅介護課 介護保険課
民生委員・児童委員と関係機関との連絡調整、活動の支援	民生委員・児童委員と関係機関との連絡調整を行い、情報共有と支援体制の強化に努めます。 また、困難ケースについては、関係機関とケース検討会を行い、連携した迅速な対応に努めます。	総務企画課

【基本目標1 評価指標】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
町公式LINE登録者数	902人	1,400人
成年後見制度の「名前も制度の内容も知っている」人の割合(令和7年度調査)	28.0%	40.0%
Facebookを活用した社会福祉協議会の情報発信回数	2回/年	12回/年
民生委員・児童委員による訪問件数	313回/月	320回/月
高齢者の交流会回数	292回/年	290回/年

※高齢者の交流会回数の目標値は、いきいきサロン地区合併を勘案しています。

基本目標2 安全・安心な地域をつくる

(1) 安全・安心を支える体制をつくろう

①防犯活動・交通安全活動の推進

現状・課題

特殊詐欺被害やSNSの普及によるネットを通じた犯罪が増加し、その手口は巧妙化しています。学校や地域を通じた犯罪に関する情報の周知・啓発活動を行い、青少年の非行や町民の犯罪被害を防止することが重要です。

また、全国的に高齢者ドライバーによる交通事故の発生が問題となっています。車を運転する人・しない人、どちらも交通安全に対する意識を持つとともに、マナーを守った運転を呼びかける必要があります。

施策の方向性

学校を通じて、子ども・保護者に対する非行防止やインターネット・SNSの適切な利用に関する学習・啓発活動を実施し、子どもの健全育成に努めます。また、広報紙や町ホームページで消費者被害や振り込め詐欺などの情報を掲載し、町民の犯罪の未然防止と防犯意識の向上を図ります。

誰もが移動しやすい環境の整備に向けて、町内の移動手段について検討を進めるとともに、交通安全運動等を実施し、正しい知識の普及や安全意識の向上を図ります。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 不審な人や車を見かけたり、怪しい電話がかかってきたりしたら、周りの人に情報共有を行うとともに、警察等へ相談しましょう。
- 児童・生徒の登下校を気にかけて、見守りましょう。
- 一人ひとりが安全運転を意識し、マナーを守った運転を心がけましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 見守り活動を行い、地域の防犯活動に努めましょう。
- 防犯講習会等を行い、地域の安全確保に努めましょう。
- 交通安全について、回覧板等や組長を通じた周知を行いましょう。

第4章 取組内容

基本目標2 安全・安心な地域をつくる

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
防犯・防災・交通安全活動の推進	町広報紙や町ホームページ、SNS、防災無線など、多様な媒体を活用し、防犯・防災・交通安全に関する情報発信と啓発活動を行い、町民の意識向上を図ります。	総務課
見守り活動の推進	防犯パトロール車で地域を巡回し、地域の見守り及び児童・生徒の下校時の見守りを実施し、地域の安全確保に努めます。	総務課
インターネット・SNSの適切な利用に関する周知【新規】	こどもがインターネット・SNS上のトラブルに遭わないよう、こどもやその保護者に対し、インターネットやSNSの適切な利用に関する研修・周知に努めます。	福祉課 教育委員会

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
防犯・交通安全に関する周知啓発	悪徳商法などの被害や交通マナーなど、防犯・交通安全に関する周知啓発を図ります。 また、警察等の関係機関と連携し、情報共有を行います。	総務企画課
防犯や交通安全についての講習会の開催	高齢者クラブや一人暮らし交流会、地域行事などで、警察や関係機関と連携した防犯や交通安全に関する講習会を開催します。	総務企画課

②災害時や緊急時の支援体制の充実

現状・課題

全国的に自然災害が増加しているとともに、宮崎県では南海トラフ地震の発生による被害が想定されており、災害に備えた地域づくりと地域における支援体制について事前に検討しておくことが重要です。また、町民アンケート調査結果をみると、災害時の避難場所を決めている人は約6割、災害時に持ち出すものを準備している人は約3割となっており、災害発生時を見据えた事前準備を促す必要があります。

施策の方向性

災害時の避難場所・避難経路の確認を促すとともに、避難支援が必要な人を把握し、地域での支援体制について検討を進めます。また、地域や関係団体、事業所、行政、社会福祉協議会等が連携した災害発生時の支援体制を構築します。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害時の避難場所や緊急連絡先を確認しましょう。
- 非常用の持ち出し物や食料・飲料水などの備蓄品を準備し、日頃から災害に備えましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 地域の危険箇所の把握や避難場所・避難経路の整備を行きましょう。
- 避難訓練を定期的実施し、災害時の支援体制を確認しましょう。
- 自主防災組織において、平常時は災害に備えた取組を実施し、災害時には避難誘導や住民の安否確認等を行きましょう。
- 高齢者や避難行動要支援者などの避難行動に支援が必要な人を把握し、災害時には避難支援などに協力しましょう。
- サービス事業所等は災害発生時の運営について、確認しましょう。

第4章 取組内容

基本目標2 安全・安心な地域をつくる

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
自主防災組織の設置	地域防災のリーダーとなる防災士の育成を推進します。 また、定期的に防災訓練を実施し、災害時の迅速な安全確保に努めます。	総務課
地域における防災対策の推進【新規】	災害時の避難場所や避難経路の周知を図るとともに、広報紙や町ホームページ、町公式LINEなどを通じて、防災に関する情報を発信します。 また、町民の防災・減災意識の向上を図るため、防災訓練や防災講話に取り組み、自助・互助意識の高揚を図ります。	総務課
避難行動要支援者に対する支援【新規】	高齢者や障がいのある人など、避難時の支援が必要な人に対し、避難行動要支援者名簿を活用し、消防団など支援関係者と連携した災害時の安否確認や日頃からの見守りを行います。	総務課 福祉課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
防災ボランティア連絡協議会の充実	平常時からの連絡体制の強化と災害時に迅速な支援活動が行える体制の構築に向けて、関係団体や関係機関と連携し、防災ボランティア体制の強化に向けて取り組みます。	総務企画課
町民の防災意識の向上に向けた取組の推進	町民の防災意識向上に向けて、地域防災訓練の実施や災害別の避難場所・避難経路の啓発活動を行います。	総務企画課
防災意識の高揚を図るための研修会の実施	地域全体の防災意識の向上に向けて、民生委員・高齢者クラブ・赤十字奉仕団等の研修で防災に関する講話を実施します。 また、小・中学生に対する防災教育の一環として、講話や体験活動を実施します。	総務企画課
災害時の連絡体制の連携強化	災害時の連絡体制整備のため、定期的に災害ボランティアセンター運営訓練を実施し、職員の初動対応や連携体制の確認を行います。 また、緊急連絡網の活用や申し合わせ事項の充実を図ります。	総務企画課 居宅介護課 介護保険課 共生型福祉サービス課
五ヶ瀬川水系社協や県内社協との連携強化	平常時から関係社協との連絡を図り、災害時の支援の在り方などについて意見交換を実施します。 また、五ヶ瀬川水系社協内での職員災害ボランティアセンター訓練等を通じて、災害時の連携・支援体制について確認を行い、実効性のある支援体制の構築に努めます。	総務企画課

(2) サービス向上の仕組みをつくろう

①福祉サービスの質の向上

現状・課題

町民アンケート調査結果をみると、福祉サービス（介護）、医療サービス、子育て支援サービスの充実が求められています。誰もが安心して暮らしていくことができるまちづくりのために、各種福祉サービスの充実と質の向上を図るとともに、複雑化する課題や制度の狭間などの問題に対応できる支援体制を構築し、各種機関が連携したサービスを提供していく必要があります。

施策の方向性

各種福祉サービスの質の向上と町民のニーズに応じた支援の拡充に努めます。

また、多様化・複雑化する課題に対して、関係機関と連携してその状況を把握し、適切な支援の検討と提供に努め、困難を抱える人が孤立することなく、自立して生活できる環境を整備します。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 福祉サービスについての理解を深め、適切なサービス利用に努めましょう。
- 福祉サービスについてわからないことがあれば、民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会などに相談しましょう。
- 事業者や福祉施設に対する理解を深めましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 困難を抱える人・世帯に対し、地域でできる支援について話し合しましょう。
- 民生委員・児童委員は、町民へサービスに関する情報提供を行いましょ。
- サービス事業者は関係団体・機関等と連携し、地域における一体的なサービスの提供に努めましょう。
- サービス事業者は利用者のニーズに応じた福祉サービスの提供に努めましょう。
- サービス事業者は保健・医療・福祉専門職の研修会や各種会議に参加し、情報共有や意見交換をしましょう。

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
生活支援サービスの推進	高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、包括的な支援の提供とサービス提供体制の構築に努めます。	福祉課
交流機会の充実【新規】	地域でのイベントなどを通じて、福祉サービス事業者やその利用者が、地域住民との交流ができるよう交流機会の充実に努めます。 また、地域イベントの企画等に関わることで、達成感や地域とつながる安心感を高めます。	福祉課
子育て支援策の推進	子育ての悩みに対する相談の受け付けや子育てに関する備品の貸出しを行うとともに、親子や多世代交流イベントを開催するなど、子育て支援策の充実に図り、町全体でこどもを守り育てる環境を整備します。	福祉課
こどもの貧困対策の推進	こどもが生まれ育った環境に左右されず、希望を持って成長できるよう、国や県、関係機関と連携し、困難を抱えるこどもとその家庭に対する経済的支援、学習支援、就労支援などに取り組みます。	福祉課
生活困窮者に対する支援【新規】	生活困窮者の自立を支援するため、相談窓口や資金貸付制度に関する情報を発信し、町民への周知を図ります。 また、関係団体や機関との連携を強化し、包括的な支援体制の構築を推進します。	福祉課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

在宅生活を支える福祉サービスの充実

取組・事業名	内容	担当課
生活福祉資金の活用と生活指導	低所得者や高齢者、障がいのある人の世帯など、それぞれの世帯の状況と必要に応じた資金の貸付を行い、生活を経済的に支えるとともに相談できる体制をとっています。 貸付後、償還免除になった人も含め、アウトリーチ等によるフォローアップ支援に努めます。	総務企画課 居宅介護課
福祉用具の点検、貸出	自宅で生活する高齢者等に対し、必要に応じて車いす等の福祉用具を無料で貸し出します。	総務企画課 居宅介護課
母子寡婦福祉資金の活用と生活指導	生活つなぎ資金の貸付を行い、日常生活に活用することで、生活の一時的立て直しを図ります。 貸付前には協議を行うとともに、連帯保証人の選定等を支援するなど、貸付前から償還終了までの継続的な支援に取り組みます。	総務企画課
訪問介護事業	自宅での日常生活において、支援や介護を必要とする要支援・要介護者に対し、身体介護及び生活援助サービスを提供します。	居宅介護課
通所介護事業	要支援者・要介護者の心身の特性を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事その他の介護及びレクリエーション活動等の提供により、心身機能の維持を図ります。 今後は、利用者増加の可能性や要介護度の高い人の受け入れを考慮し、サービスが提供できる体制の維持に努めます。	介護保険課
居宅介護支援事業	要支援者・要介護者が可能な限り居宅において自立した生活が送れるよう、介護支援計画書（ケアプラン）の作成を行い、本人及びその家族主体のサービス調整に努めます。 また、地域ケア会議で専門職との連携を強化し、ケアマネジャーの資質向上・スキルアップを図り、利用者の自立支援につなげます。	居宅介護課
高齢者等配食サービス事業	一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯等を対象に、月曜日から土曜日に夕食の配達を行います。 配達時に安否確認を行い、異変がある場合には関係機関と連携して対応を行います。 今後は、利用希望者増加を見込んだ事業提供体制の確保に努めるとともに、広報紙等を通じたサービスの周知を図ります。	総務企画課

取組・事業名	内容	担当課
居宅介護（身体介護・通院介助）	利用者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、利用者の状態や家族の意向などを踏まえ、入浴、排泄及び食事等の介護、生活に関する相談・助言など、生活全般にわたる援助を行います。今後は、制度上利用できない人に対する支援の強化を検討します。	居宅介護課
家事援助（家事援助・通院介助）	利用者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除などの家事と生活に関する相談・助言など、生活全般にわたる援助を行います。 また、利用者の自立支援のため、利用者本人ができる家事については利用者自身が行えるよう、支援します。	居宅介護課
重度訪問介護事業	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 また、支援の担い手である有資格者の確保に努めるとともに、担い手を支える仕組みづくりに努めます。	居宅介護課

共生型福祉施設「ぬくもり」の運営

取組・事業名	内容	担当課
生活支援ハウスの運営	町内に住所を有するおおむね 60 歳以上の一人暮らしまたは高齢者夫婦世帯で、家族等による支援を受けることが困難な人を対象に入居支援を行います。入居後は、安否確認や日常生活支援、地域住民との交流の場づくりなどを実施します。今後は、入居対象者となる人への周知を図り、利用促進を図ります。	共生型福祉サービス課
地域包括支援センターへの協力体制の整備	地域ケア会議等を通じて、地域課題の把握・整理を行うとともに、地域包括支援センターと連携した情報共有・相談支援を行います。	総務企画課 居宅介護課 介護保険課 共生型福祉サービス課

②保健・医療・福祉関係者の研修・連携の支援

現状・課題

町民が抱える課題の複雑化・複合化により、単独の機関による支援のみでは対応が難しい事例が増加していることから、専門機関・専門職による多職種連携を促進し、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

また、連携においては、町内のみならず、西臼杵郡や近隣市町村の専門機関との連携を深め、広域的な連携体制を構築していくことが重要です。

施策の方向性

複雑化・複合化する課題に対し、保健・医療・福祉が一体となった支援を提供していくため、研修会などの開催を通じて、関係者間の「顔の見える関係」を構築します。

また、各種機会を通じて、情報共有や意見交換を行うとともに、サービスの質の向上と連携した支援体制の構築を図ります。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 保健、医療、福祉に携わる人や団体について理解を深めましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 団体や事業所は、研修会等に積極的に参加しましょう。
- 関係機関との情報共有や連携を図りましょう。

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
各種研修事業の推進	ゲートキーパー養成講座や認知症サポーター養成講座等を開催し、保健・医療・福祉関係者の資質向上を図ります。 また、若い世代が参加したいと思う研修内容の充実を検討します。	町民課 福祉課
主体的な健康づくり事業の推進	出前健康づくり講座や健康づくりポイント事業、重症化予防事業を通じて、町民の健康増進の機会づくりに努めます。	町民課
病院との連携【新規】	五ヶ瀬町国民健康保険病院と連携し、地域住民に向けた健康に関する情報発信や健康維持につながる体操等を実施します。	町民課 福祉課
各種健診等の実施【新規】	がんを含む生活習慣病の早期発見や予防を目的とした、特定健診事業（国保対象者）、歯周病予防事業（20～74歳の国保対象者）を実施します。	町民課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
民生委員児童委員協議会の運営支援	民生委員児童委員協議会の定例会を毎月開催し、会議運営や情報共有の支援を行います。 また、委員同士の連携強化と関係機関との連携強化に向けた支援の充実を図ります。	総務企画課
障がい者自立支援協議会の運営支援	障がいのある人が安心して自立した生活が送れるよう、専門的・広域的な支援体制の整備と相談支援体制の構築に向けた協議を行います。 また、部会に参加し、情報共有と活動を支援します。	居宅介護課
神話の里ケアマネジャー連絡会	連絡会と研修会を2か月に1回開催し、ケアマネジャーの資質向上・スキルアップに努めます。 また、ケアマネジャー同士の連携を強化し、利用者の自立・在宅生活の継続を支援します。	居宅介護課 介護保険課

【基本目標2 評価指標】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
災害時の避難場所を決めている人の割合 (令和7年度調査)	63.9%	80.0%
防災士の登録人数	49人	80人
地域の避難訓練実施回数	1回/年	6回/年
他団体や事業所と交流・連携する機会がある団体の割合 (令和7年度調査)	57.9%	70.0%
地域ケア会議開催回数	6回/年	12回/年



基本目標3 地域に住む喜びをつくる

(1) 人にやさしい地域をつくろう

①地域福祉への理解促進（再犯防止推進計画を含む）

現状・課題

地域福祉の推進には、町民一人ひとりが福祉に関する正しい知識を持ち、理解を深めていくことが重要です。

関係団体ヒアリング調査では、おおむね5年前と比較して、町民の地域福祉に対する意識が変化したかについてみると「変わらない」と回答した人が最も多くなっており、福祉に関する情報提供の充実や関心を持つための機会づくりなどに取り組む必要があります。

再犯防止への意識が求められる中、過ちや失敗を経験した人が地域で孤立することこそが、再犯やさらなる社会問題のきっかけになりかねません。受け皿としての地域を整え、地域で暮らすための支援や住民の理解の促進が求められています。

施策の方向性

地域福祉に関する情報提供や意識啓発を推進するとともに、多様性を尊重する地域共生社会の実現に向け、周知の実施や学習機会を設け、町民の相互理解と支え合いの意識の醸成に努めます。

人にやさしい地域づくりを推進するために、誰もが排除されないコミュニティの醸成に努めます。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 地域の集いや回覧板等で、地域の情報を把握しましょう。
- 福祉に関するイベントや学習機会を通じて、地域福祉への理解を深めましょう。
- 広報紙や社協だよりを通じて、町や社会福祉協議会の福祉施策について学びましょう。
- 過ちや失敗をした人が、一人の人として社会復帰することの重要性について、理解を深めましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 地域で福祉について学び、考える機会を設けましょう。
- 地域で福祉活動に取り組む機会を設けましょう。
- 地域の集いや回覧板等を通じて、地域の情報を共有しましょう。
- 相手の背景を決めつけず、あいさつをすることから始めてみましょう。

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
福祉意識の醸成	地域福祉をテーマとした映画の上映やイベント・講演会等を開催し、福祉意識の啓発に努めます。	福祉課
福祉に関する意識啓発の充実【新規】	広報紙や町ホームページ、町公式LINEなど多様な媒体を用いて、地域福祉の重要性や各種制度に関する情報を発信し、福祉に関する啓発を行います。	福祉課
地域福祉活動の推進【新規】	町民の地域福祉に関する理解を深めるために、福祉活動の展示や認知症への理解を深めるための啓発活動の充実を図ります。	福祉課
手話に関する取組の推進【新規】	町民の手話に関する理解と関心を深めるため、学校教育や各種サロン活動等を通じた手話体験活動を実施します。	福祉課 教育委員会
インクルーシブな地域共生社会の推進【新規】	年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、誰もが地域社会の一員として尊重され、区別なく受け入れられる「インクルーシブ」な地域づくりを推進します。 また、学校や地域における学習機会や各種媒体を通じた意識啓発を行い、多様性を認め合いながら、誰もが安心して自分らしく暮らせる「地域共生社会」の理念を地域全体で共有します。	総務課 福祉課 教育委員会
再犯防止の推進	地域の支援関係者や関係機関と連携し、罪を犯した本人の意向や適性などに応じた福祉サービスの提供を支援します。 また、国や県、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、更生保護サポートセンター等の関係機関・団体と連携した支援を実施し、再犯防止を推進します。	福祉課
就労・住居の確保【新規】	犯罪や非行をした人の社会復帰を支援するため、関係機関と連携し、就労や住居の確保を支援します。	福祉課
更生保護活動の推進【新規】	町民の更生保護に関する活動への理解を深めるため、保護司や更生保護女性会と連携し、寛容な地域づくりを推進します。	福祉課
再犯防止・更生保護活動に関する情報発信の充実【新規】	町民の非行・犯罪の防止と再犯防止を推進するため、広報紙等を通じて、社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間を周知します。	福祉課

第4章 取組内容

基本目標3 地域に住む喜びをつくる

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
児童・生徒に対する福祉教育の推進	小・中学生の福祉に関する理解を深めるため、学校と連携し、福祉体験学習（車いす、アイマスク、ハンディキャップ等）やボランティア体験活動、高齢者疑似体験などの福祉教育を実施します。	総務企画課
各学校への福祉助成金配分	小・中学生の福祉意識の醸成と地域貢献活動への理解を深めるため、町内の小・中学校へ共同募金を配分します。 また、各学校において、配分金を活用し、高齢者へ暑中見舞いや年賀状の送付、学校花壇の整備などの美化・環境活動を実施できるよう支援します。	総務企画課
赤十字講習会の普及	地域などで「救急法講習会」を実施し、赤十字の活動に関する周知や緊急時の対応について理解促進を図ります。	総務企画課
「ふくしまつり」の開催	町民の地域福祉への関心を高めるため、年1回「ふくしまつり」を開催し、町民同士の交流やボランティア活動への理解促進を図ります。	総務企画課 居宅介護課 介護保険課 共生型福祉サービス課
幼児福祉の推進への協力	民生委員・児童委員を中心に実施する家庭訪問を通じて、こどもの生活状況や保護者の養育環境などを把握し、必要に応じて保健師や保育所などの関係機関へ情報提供を行うとともに、早期に支援を実施できる体制を整備します。	総務企画課

②社会参加への支援

現状・課題

本町ではコミュニティバス「Gライン」を運行しており、町民の通院や買い物等に伴う移動を支援しています。町民アンケート調査結果をみると、住んでいる地域で感じる問題として「移動・交通の利便性が低い」と回答した人が約5割、10年後不安なこととして、「買い物や通院などの外出のこと」と回答した人が約3割となっています。今後は、免許を返納した人、運転に不安のある高齢者、要介護者、障がいのある人等の移動や買い物に関する支援を拡充していく必要があります。

施策の方向性

誰もが住みやすいまちづくりのため、高齢者や障がいのある人など、移動が困難な人の外出を支援し、社会参加を促進します。また、町内の移動手段の充実に向けて、集落支援員やボランティアなど、地域の人材を活用した移動支援の検討を進め、町民のニーズに合わせた交通体系の整備に取り組みます。

一人ひとりが生涯学習やスポーツ活動に取り組むことで、地域や仲間とのつながりができるよう環境整備に取り組みます。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- コミュニティバスや移動販売などのサービスを活用しましょう。
- 移動が困難な人の移動支援や買い物支援など、自分ができる支援について考えてみましょう。
- 孤立することなく、地域とつながるために、生涯学習やスポーツ活動に参加しましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 移動支援や買い物支援について、地域でできることがないか考えてみましょう。
- 地域の移動支援について、要望があれば行政や社会福祉協議会へ相談しましょう。
- 誰もが参加しやすい生涯学習やスポーツ活動を考えてみましょう。

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
移動支援・買い物支援の充実【新規】	移動支援として、コミュニティバス「Gライン」の運行と集落支援員による互助輸送を実施し、通院や買い物に伴う移動の支援を行います。 Gラインの運行ルートやダイヤについては、町民のニーズに応じて適宜見直しを行うとともに、バス停までの移動が困難な方に対する移動支援について検討します。 また、買い物支援として、集落支援員による移動販売を実施します。	福祉課 企画課
多様な移動支援の検討【新規】	民間会社や地域との協働により、地域の移動支援や買い物支援の方法・システムを検討します。	企画課
生涯学習、スポーツ活動の推進【新規】	生涯学習やスポーツ活動への参加を促進するため、情報提供やきっかけとなる事業を充実します。地域や仲間と取り組むことで、地域コミュニティの活性化につなげます。	教育委員会 福祉課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
移動支援・買い物支援の充実の検討	移動支援・買い物支援の充実に向けて、車両や運転手等の移動手段の確保、費用負担の仕組み、持続可能な運営方法について検討を進めます。	総務企画課
福祉有償運送の検討【新規】	高齢者や障がいのある方など、一人で外出することが困難な方に対し、車を使用して有償で外出の支援を行う福祉有償運送の実施について、検討します。	総務企画課 居宅介護課 介護保険課
高齢者大学の充実	健康で生きがいを持って住み慣れた地域で暮らすことができるよう、高齢者大学、生涯学習活動の充実に取り組みます。	総務企画課

③安心して生活できる環境づくり

現状・課題

誰もが安心して生活できる環境をつくるためには、ソフト面・ハード面ともに、町民のニーズに応じた整備を進めていく必要があります。関係団体ヒアリング調査では、こどもの遊び場が足りないことや授乳室が少ないなど、子育て環境をはじめとした町内の設備不足が課題としてあげられています。あわせて、歩道や道路の整備、街灯の設置など、交通安全と防犯対策の強化に向けた環境整備も必要です。

施策の方向性

誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、誰にとっても暮らしやすく、安全な環境の整備と利用しやすい施設の整備を図ることが必要です。町内の公共施設や道路・歩道の整備の際には、バリアフリー・ユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を推進するとともに、町民のニーズを踏まえた設備整備や安全・防犯機能の向上を図ります。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 妊娠中の人や高齢者、障がいのある人など、移動や生活に困難を抱える人を手助けしましょう。
- 地域内で危険箇所や安全のため、利便性向上のために改修した方がよいと感じる施設・箇所等があれば、行政、社会福祉協議会などに相談しましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 地域の施設のバリアフリー化など、誰にとっても使いやすい施設になるよう、助成金等を活用した整備を行きましょう。
- 道路など地域内で補修が必要な箇所があれば、行政へ連絡しましょう。

第4章 取組内容

基本目標3 地域に住む喜びをつくる

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化	当該施設の利用状況等を踏まえ、町内の公共施設や地域の集会所等のバリアフリー化を推進します。集会所等のバリアフリー化については、改修費用の助成を活用します。 また、施設の建設・改修の際には、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	総務課
こどもの居場所づくり【新規】	放課後のこどもの居場所として、町内各小学校において放課後子ども教室事業を行うとともに、指導員等の確保に努めます。 また、公共施設などの活用を検討し、さらなるこどもの居場所づくりを進めます。	福祉課 総務課 教育委員会
道路環境の整備	公共施設につながる道路の歩道設置を推進します。学校等においては、通学路点検を実施し、危険箇所を把握し、こどもの安全確保に努めます。 また、町内の安全確保や防犯のため、防犯灯の設置を推進します。	建設課 教育委員会
ヘルプマークの普及【新規】	外見からはわかりにくい障がいや疾患を持つ人などが、支援や配慮が必要であることを伝えられるように、ホームページ等を活用し、ヘルプマークの普及に努めます。 また、広く町民に周知することで、その趣旨や背景の正しい理解を促し、配慮や支援につなげる意識の醸成を図ります。	福祉課

(2) 交流・ふれあいの場を充実しよう

①地域活動への参加促進

現状・課題

町民アンケート調査結果をみると、地域活動に参加している（積極的に参加している人とできるだけ参加している人を合わせた割合）人の割合は全体の約8割となっており、活動への参加率は高くなっているものの、地域の活動や行事に興味・関心がある人は約4割、どちらともいえない人は約5割となっています。今後は、高齢化の進行や担い手・後継者の不足により、活動の継続が困難になることや若い世代への負担が大きくなっていくことが懸念されており、活動の効率化や役割分担の見直しを進める必要があります。

施策の方向性

地域活動に関心を持ち、実際に活動に参加する人を増やしていくため、多様な媒体を活用して活動情報を発信し、町民への周知を図ります。

また、誰もが参加しやすい内容への見直しや負担軽減を目的とした役割分担などを検討し、地域活動に興味を持ち、実際に参加・協力する人の増加を目指すとともに、持続可能な地域活動の在り方について検討を進めます。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 地域の活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 地域の活動において、自身の経験や得意分野を生かしましょう。
- 地域の歴史文化、伝統芸能に理解を深め、受け継いでいきましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 地域活動や団体の活動について、情報を共有しましょう。
- 地域住民の経験や得意分野を生かしましょう。
- 参加のきっかけづくりや新規参加者が継続して参加できる活動を検討しましょう。
- 誰もが参加しやすい活動となるよう、適宜活動内容の見直しやデジタル技術の活用を行い、効率化に努めましょう。

第4章 取組内容

基本目標3 地域に住む喜びをつくる

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
情報提供の充実	町広報紙や町ホームページ、防災無線、町公式LINEなど多様な媒体を活用した情報発信を実施します。 また、集落支援員が作成する広報紙による情報発信も実施します。	総務課 企画課 福祉課
地域活動への参加のきっかけづくり 【新規】	広報紙や町ホームページ、町公式LINEなど多様な媒体を活用し、地域活動に関する情報発信を行い、活動の周知に努めます。 また、様々な町民が参加できる活動を検討し、誰もが参加しやすい環境づくりに取り組みます。	福祉課
地域活動の負担軽減 【新規】	担い手やリーダーが活動を主導する体制から、地域住民全員で協働する体制への転換を進め、担い手の負担軽減を図ります。 また、活動内容の見直し、作業の外部委託の検討などを地域で話し合い、地域活動の負担を軽減する仕組みづくりを支援します。	福祉課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
いきいきサロン事業の充実	地域住民の交流機会の創出や語らいの場づくりのため、いきいきサロンやお達者クラブ、社協カフェを実施します。 今後は、新規参加者や若い世代の参加者を増やすため、事業内容の周知と参加呼びかけを行うとともに、サロン活動等の担い手に対する支援を実施します。	総務企画課 居宅介護課 介護保険課
高齢者クラブ連合会育成への支援	各単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会へ助成を行います。活動の継続が困難になっているクラブの増加を踏まえ、高齢者クラブ連合会との協議を行い、地域の実情に応じた活動継続支援を行います。	総務企画課 居宅介護課 介護保険課

②地域における交流や集いの場の充実

現状・課題

核家族化やライフスタイルの変化などから、人々のつながりが薄れ、地域コミュニティが弱体化していくことが懸念されます。地域が存続していくためには、地域住民同士の助け合いや支え合いが欠かせません。近隣や地域でのつながりづくりに加え、世代間交流や親子同士の交流など、多様な交流機会の充実を図ることが重要です。

施策の方向性

地域住民同士の交流を促進し、相互理解を深めることで、地域での支え合い・助け合い機能の強化を目指します。

また、高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、同じ境遇にある人同士の交流や世代間交流を促進します。さらに、既存施設や空き家の活用など、町内の資源を活用し、地域の交流の場づくりや拠点づくりに取り組みます。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 各種イベント等に積極的に参加し、地域住民同士の交流を深めましょう。
- 日頃から互いを気にかけて、何かあったときには助け合いましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 地域の既存施設や空き家等を地域の居場所や交流の拠点として活用しましょう。
- 地域内での世代間交流を促し、交流を深めましょう。

第4章 取組内容

基本目標3 地域に住む喜びをつくる

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
親子同士・世代間交流事業の推進	親子で参加するイベントを定期的を開催し、町内の親子同士の交流を促進します。 また、町内の福祉事業所や高齢者との交流イベントも実施し、世代間交流を図ります。	福祉課
地域内での相互交流の推進【新規】	誰もが立ち寄ることができる情報共有の拠点整備を各地域で推進します。 また、地域活動やイベント等を通じて、地域住民同士のふれあいや交流の創出に取り組みます。	福祉課
健康づくりの推進【新規】	町民の健康増進・介護予防に向け、食事や栄養に関する啓発を行います。 また、いきいき百歳体操など、地域での健康づくりに関する取組の充実に努めます。	町民課 福祉課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
保育所バス遠足への助成	町内の各保育所が年1回実施するバス遠足に対して助成を行い、親子のふれあい促進を図ります。	総務企画課
福祉団体やボランティア活動団体への助成【新規】	団体活動を支援するため、共同募金の配分による助成を行います。	総務企画課
障がい者スポーツ大会への助成	障がいのある人が競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、社会参画や自立支援につなげるため、町内在住の障がいのある方が障がい者スポーツ大会等へ参加する際に、交通費の一部助成を行います。	総務企画課 居宅介護課
「ぬくもり」を拠点とした地域交流の活性化	共生型福祉施設「ぬくもり」において、地区活動への参加、近隣施設（集会センター、農家民泊等）と連携した地域づくりの推進、地域住民の居場所づくり、地域行事等の場所の提供などの取組を実施し、地域の交流拠点としての活用を推進します。 今後は、町民や地域に向けて、施設の活用を周知し、利用促進を図ります。	共生型福祉サービス課
母子寡婦福祉協議会への助成	母子寡婦福祉協議会へ福祉助成金を配分し、協議会の育成と自主的な活動の推進を支援します。	総務企画課

(3) 地域活動を広めよう

①地域におけるボランティア機会の提供

現状・課題

地域での支え合い・助け合いや緊急時の対応には、ボランティアなどの協力が必要です。人口減少や高齢化が進行し、担い手となる人材が減少している中で、自分のできる範囲でボランティア活動に参加する、直接参加することはできなくても、寄付などで応援するなど、様々な形でボランティア活動に関わることができる仕組みづくりが重要です。

施策の方向性

広報紙やホームページ、町公式LINEなど、多様な媒体を通じて、ボランティア活動に関する情報を発信します。

また、ボランティア団体やNPO法人の活動充実に向けた、フォローアップを行います。

さらに、各自のライフスタイルに合わせた参加の仕方や間接的に関わることができる仕組みづくりなど、ボランティア活動の内容の充実や見直しを図ります。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- 地域の様々なボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動へ参加しましょう。
- ボランティア活動に家族や近隣の人と一緒に参加しましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- 地域住民へボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
- ボランティア活動の拠点として、地域の施設等を活用しましょう。

第4章 取組内容

基本目標3 地域に住む喜びをつくる

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
ボランティア団体等の活動情報発信	広報紙等で各種ボランティア団体の情報を発信し、活動内容の周知を図ります。	福祉課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
ボランティア連絡協議会の開催	ボランティアセンターに登録しているボランティア団体による「ボランティア連絡協議会」を開催し、活動報告、情報共有などを行います。	総務企画課
ボランティア活動に関する相談、あつ旋	個人・団体・学校等のボランティアに関する相談窓口を設け、必要に応じてあつ旋を行います。社協だよりやSNS等でボランティアセンターや相談窓口の情報発信を行い、窓口の周知・利用促進を図ります。	総務企画課
ボランティア活動に関する情報収集及び提供	町内及び県内のボランティア活動に関する情報を収集し、ボランティア連絡協議会等で共有する仕組みづくりを検討します。 また、収集した情報をもとに、ボランティア活動の充実や見直しなどを検討します。 社協だよりや社協ホームページ、SNS等でボランティア活動の様子や募集情報を発信し、幅広い世代に対し、ボランティアに関する情報の周知を図ります。	総務企画課
「加勢の日」の実施とボランティア活動の実施	「みごかせ会」を中心に、年2回程度「加勢の日」にボランティア活動を実施します。 活動では、おおむね85歳以上の一人暮らし高齢者宅を訪問し、傾聴ボランティアや窓ふき、片付けなどを実施するとともに、世代間交流を行い、地域の支え合い意識の醸成を図ります。	総務企画課
シルバー人材センターとの連携【新規】	高齢者の社会参画や生きがいづくりのため、シルバー人材センターの活動支援・情報発信を行い、町民のボランティア活動の参加促進を図ります。	総務企画課
住民参加型福祉サービス	有償ボランティアとして、住民参加型福祉サービス「五ヶ瀬たいようサービス」を実施しています。会員登録することで、草刈り等の活動調整を行っており、今後は登録会員の増加を呼びかけます。	総務企画課

②担い手の確保・育成

現状・課題

地域における高齢者の割合は増加している一方で、支え手となる若者の割合は減少しています。担い手の確保・育成はもちろんですが、その負担を分散させ、地域全体で担い手を支えていく必要があります。また、高齢者でもまだまだ動ける方はいるという意見もあり、ボランティア募集を周知し、参加を促すなど、担い手としての活動機会を広く発信していくことも重要です。

施策の方向性

こどもから高齢者まで、幅広い世代がボランティアや地域活動に参加する機会を設けるとともに、活動内容の発信や担い手の募集を行います。

また、負担感の大きい活動や作業については、外部委託など負担を分散する仕組みの検討や内容の見直しを促し、地域の実情に合わせた活動内容の検討を進めます。

今後の取組（協力して取り組もう）

《実践しよう！ わたし（町民）の一步》

- ボランティア活動に参加し、地域での助け合い・支え合いに取り組みましょう。
- ボランティア養成講座等に積極的に参加しましょう。
- 認知症サポーター、ゲートキーパーなどの養成講座に参加しましょう。

《実践しよう！ みんな（地域や関係団体）の一步》

- ボランティア活動への参加を呼びかけ、人材の確保・育成に取り組みましょう。
- 地域住民が持つ豊富な経験や技術を地域活動に活用しましょう。

《五ヶ瀬町が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
ボランティア活動への参加促進【新規】	町民のボランティア活動の参加を促進するため、ボランティア活動の活動内容の周知を図ります。また、団体との連携・協議により、参加のきっかけづくりや活動内容の見直しを支援します。	福祉課
福祉人材の育成【新規】	町内の福祉人材の育成と資質向上のため、研修や運営指導を実施します。また、福祉サービスに携わる人材育成のため、事業者に対し、研修体制の整備を促します。	福祉課
民生委員・児童委員の活動支援【新規】	民生委員・児童委員の職務の連絡調整などを実施し、活動しやすい環境づくりに努めます。また、新たな人材の確保・育成を視野に入れた活動支援を進めます。	福祉課
担い手を支える人材の確保【新規】	公民館長や民生委員・児童委員など、地域づくりのために活動する担い手の活動を支援するため、その職務をさらにサポートする人材の確保・配置の検討を進めます。また、町内企業等に対し、地域活動の重要性の理解を求めるとともに、地域活動への参加やイベントの協賛をはじめとした物資提供など、企業と地域がつながる機会を創出し、地域全体で支え合う環境づくりを進めます。	企画課 福祉課
認知症サポーターの養成	小学生や町民、事業所を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の症状がある方を家庭や地域で見守り、生活を支援できる人材の育成に努めます。また、認知症サポーターの活動支援とフォローアップ支援の充実を図ります。	福祉課
ゲートキーパーの養成【新規】	町民や民生委員・児童委員、事業所、役場職員等を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、悩みや生活上の困難を抱える人に気づき、寄り添うことができる人材の育成に努めます。	町民課 福祉課

《社会福祉協議会が取り組むこと》

取組・事業名	内容	担当課
ボランティアの育成	「ふくしまつり」において、学生や若年層ボランティアの活動の場を提供するとともに、ボランティア活動を通じて、地域社会に貢献する意識を育みます。	総務企画課
ボランティアに関する研修や講座の開催	ボランティア連絡協議会を中心に、年2回程度、ボランティアに関する研修や講座を実施します。今後は、研修や講座の内容の充実に向けた検討を行うとともに、新規参加者や若年層の参加者を増やすため、研修・講座の周知に努めます。	総務企画課
小・中学校との連絡・調整	こどもの福祉意識の醸成及び地域福祉活動への参加機会の確保のため、小・中学校と連携し、「加勢の日」や「夏ボランティア体験隊」、「ふくしまつり」でボランティア活動を実施します。	総務企画課
地域福祉委員会（みごかせ会）の開催	地域福祉委員会を年5回程度開催し、地域福祉活動の基盤づくりに向けて、地域課題の共有やボランティア活動の企画・運営等について検討を行います。	総務企画課
シルバー人材センターの運営	健康で働く意欲のある高齢者を対象に、草刈りや清掃などの軽作業を中心とした就業機会の提供を通じて、生きがいづくりと社会参加を支援します。今後は、各公民館での情報共有や社協だより等を通じて、会員の募集や活動内容の周知を図ります。	総務企画課

【基本目標3 評価指標】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域の活動や行事に興味・関心がある人の割合 (令和7年度調査)	38.9%	50.0%
地域活動に積極的に参加している人の割合 (令和7年度調査)	18.3%	30.0%
福祉体験学習の実施回数	2回/年	3回/年
認知症サポーター養成講座受講者数	44人/年	60人/年
福祉ボランティア登録者数	265人	300人



4 社会福祉協議会の基盤強化

取組・事業名	内容	担当課
役員会の開催	社会福祉法人として、事業計画、実績・予算・決算等について、理事会及び評議員会を開催し、協議・承認を得て、事業の推進を図ります。	総務企画課
介護保険事業等の効率的運営	人員体制の確保を図り、通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業の効果的な運営に努めます。	総務企画課
自主財源の確保	一般会員、賛助会員、特別会員の加入促進を図ります。法人活動への理解と支援を広げるため、広報紙やホームページ、行政事務連絡会等を通じて、事業内容や地域福祉への取組の周知を行います。	総務企画課
共同募金の推進	募金について周知し、募金運動を推進します。また、「ふくしまつり」などのイベントにおいて、募金を実施し、幅広い世代が募金活動に参加できる機会を設けます。さらに、広報紙やホームページ等で、共同募金の使途や成果を公開します。	総務企画課
戸別募金	町民に対して、共同募金の趣旨の理解を促し、募金活動への協力を依頼します。	
職場募金	各職場において、共同募金の趣旨の理解を促し、募金活動の協力を依頼します。	
学校募金	小・中学校、中等教育学校を通じて、児童・生徒に対し、募金の意義を伝え、福祉への理解促進を図ります。	
福祉バザー	日常生活で不要になった物品を町民から提供してもらい、「ふくしまつり」の会場にて販売します。バザーの実施の事前周知を強化し、物品提供の拡充を図ります。収益金は、共同募金運動の募金として寄付し、地域の福祉活動に還元します。	総務企画課

第4章 取組内容

4 社会福祉協議会の基盤強化

取組・事業名	内容	担当課
歳末たすけあいの推進	<p>毎年、寝たきりの高齢者や一人暮らしの高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭を対象に該当者調査を実施し、対象となった方々へ年末に商品券を配付します。</p> <p>該当者調査と商品券配付は、民生委員・児童委員と連携して実施していますが、今後は地域の実情を踏まえ、該当者の把握方法と配付方法の見直しを適宜行います。</p>	総務企画課
寄付金	<p>寄付金を受け入れ、ふくしまつりの開催や高齢者・障がいのある人への支援事業、ボランティア活動など、地域福祉の推進に活用します。</p>	総務企画課
日赤の戸別会費募金	<p>毎年、全世帯を対象に日赤活動資金の戸別会費の募金を依頼します。公民館長等の協力を得て、世帯ごとに募金依頼を実施します。</p> <p>また、戸別募金の周知を図るため、社協だよりや公民館回覧などを通じて、日赤活動の意義の周知に努めます。</p>	総務企画課

第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による推進体制

地域福祉活動の主役は、地域で生活している住民自身です。住み慣れた地域で支え、助け合える地域共生社会を実現させていくためには、地域と行政との協働による取組が不可欠となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要です。

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが、地域に対する理解と関心を深めていくとともに、自らができることを考え、それぞれのライフスタイルに合わせて主体的に福祉活動に参画することが求められます。住民が自主的な活動を行うことで、多くの交流が生まれ、ともに支え合い、助け合う地域づくりが可能となります。

また、他の団体や福祉・教育等の関係機関と連携・協力しながら、より一層地域福祉の推進に貢献することが期待されます。

(2) 福祉サービス提供事業者の役割

福祉サービス提供事業者は、福祉や生活に必要なサービスの提供、地域住民の雇用の受け皿、地域の一員として地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割など多様な機能を担っています。

本計画の推進に向けて、福祉サービス提供事業者が地域社会の一員として地域福祉活動に積極的に参加するとともに、従業員が仕事と家庭を両立させながら、地域活動などにも参加できるよう、行政や社会福祉協議会と連携して職場環境を整備することも期待されます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において、地域住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、五ヶ瀬町社会福祉協議会が五ヶ瀬町における地域福祉活動の重要な担い手となり、行政、関係団体等と相互に連携を図りながら取組を推進していきます。

(4) 行政の役割

住民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、住民、関係団体、社会福祉協議会等の関係機関や団体の役割を踏まえながら、保健・福祉・医療に加え、教育・まちづくり分野等の庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

2. 計画の評価・見直し

計画期間中において、社会状況が大きく変化した場合には、柔軟に見直しを行います。

また、各施策の取組を計画的に進めていくため、PDCAサイクルに基づき、毎年度取組の状況を整理・評価し、より良い取組としていく体制で計画の進行管理を行います。

なお、計画を進めるうえでの、Plan（計画）、Do（実施）、Action（改善）は五ヶ瀬町と五ヶ瀬町社会福祉協議会の連携により行い、Check（評価）については、庁内組織及び外部の有識者等と点検・進捗状況の共有を行うことができる体制とします。

資料編

1. 五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和2年9月18日五ヶ瀬町告示第79号

五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 五ヶ瀬町の地域福祉計画及び地域福祉活動計画について審議策定するため、五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は10人以内で組織する。

2 委員は、関係団体、有識者、町民及び町職員の中から町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該期の委員の初招集の日から当該期計画の策定が完了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員会以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉担当課及び社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

2. 五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	職名	備考
1	宮崎 信雄	五ヶ瀬町副町長	委員長
2	矢野 宏	五ヶ瀬町議会文教福祉常任委員会委員長	
3	原田 康弘	五ヶ瀬町民生委員児童委員協議会会長	
4	長田 豊明	五ヶ瀬町公民館連絡協議会会長	副委員長
5	後藤 誉寿	特別養護老人ホームごかせ荘施設長	
6	西山 文子	NPO 法人結ネットたんぽぽ代表	
7	橋本 覚照	社会福祉法人日融会事務局長	
8	杉田 英治	NPO 法人五ヶ瀬自然学校代表	
9	甲斐 津世志	五ヶ瀬町社会福祉協議会事務局長	
10	山中 信義	五ヶ瀬町福祉課長	

(事務局)

福祉課福祉係長

秋岡 由紀

社会福祉協議会総務企画課長

長田 智代

3. 策定経過

開催日・期間	会議等	内容
令和7年8月7日～ 8月31日	町民アンケート調査	町民アンケート調査の実施
令和7年8月22日～ 9月30日	関係団体へのヒアリング調査	関係団体へのヒアリング調査の実施
令和7年11月17日	第1回五ヶ瀬町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画策定委員会	・アンケート調査結果について ・計画骨子案について
令和8年1月28日	第2回五ヶ瀬町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画策定委員会	計画素案について
令和8年2月5日～ 2月18日	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
令和8年3月4日	第3回五ヶ瀬町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画策定委員会	計画案について

第5期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画

【発行年月】 令和8年3月

【発行】 宮崎県五ヶ瀬町 五ヶ瀬町社会福祉協議会

【編集】 五ヶ瀬町役場 福祉課

〒882-1295

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地

TEL:0982-82-1702 FAX:0982-82-1723

五ヶ瀬町社会福祉協議会

〒882-1203

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 10725 番地 5

TEL:0982-82-1520 FAX:0982-82-0387

